

令和7年第3回岩泉町議会  
定例会会議録目次

第1号（9月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・報告第1号 令和6年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
・報告第2号 令和6年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第9号の上程、説明、委員会付託	14
・議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	

関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正  
する条例について

- ・議案第 2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に  
関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関す  
る基準を定める条例について
- ・議案第 4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
を改正する条例について
- ・議案第 5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第 6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託…………… 18

- ・認定第 1号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- ・認定第 2号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 3号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 4号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 5号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 6号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 7号 令和6年度岩泉町水道事業会計決算
- ・認定第 8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算

一般質問…………… 25

2番 裛地照夫議員…………… 25

3番 菊池孝広議員…………… 32

5番 佐藤安美議員…………… 41

4番 千葉泰彦議員…………… 49

散会の宣告…………… 64

第 2 号 (9月5日)

出席議員	6 5
欠席議員	6 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	6 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	6 6
議事日程	6 7
開議の宣告	6 9
議事日程の報告	6 9
一般質問	6 9
7番 畠山昌典議員	6 9
6番 小松ひとみ議員	8 0
8番 畠山和英議員	8 8
9番 林崎寛次郎議員	9 2
散会の宣告	9 6

第 3 号 (9月8日)

出席議員	9 9
欠席議員	9 9
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 0 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 0 0
議事日程	1 0 1
開議の宣告	1 0 3
議事日程の報告	1 0 3
議案第1号～議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 3
・議案第 1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	

・議案第 2 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について	
・議案第 4 号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5 号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）	
・議案第 6 号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 7 号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 8 号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 9 号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）	
散会の宣告	106

#### 第 4 号 （9月12日）

出席議員	107
欠席議員	107
職務のため議場に出席した者の職・氏名	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	108
議事日程	109
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
・認定第 1 号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	

・認定第 7号 令和6年度岩泉町水道事業会計決算	
・認定第 8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算	
報告第3号及び報告第4号の上程、報告	114
・報告第 3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
・報告第 4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
・発議案第2号 岩泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	
閉会の宣告	117
署名	119

令和 7 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日	令 和 7 年 8 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 7 年 9 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 7 年 9 月 4 日 午 後 2 時 4 6 分				
出席 及び 欠 席 議 員  出席 1 3 人 欠 席 0 人  (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	裊 地 照 夫	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 1	三 田 地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 2	三 田 地 久 志	○
	6	小 松 ひ と み	○	1 3	八 重 樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	7 番	畠山昌典	8 番	畠山和英
	9 番	林崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原 克彦	局長補佐	石黒保幸
	主 任	川崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居 健一	副町長	三浦英二
	教 育 長	袈岩 千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤 哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木 規雄	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	小野寺 一徳	代表監査委員	箱石憲市
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和7年第3回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和7年9月4日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 令和6年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第5 報告第2号 令和6年度教育委員会事務点検評価報告書(主要施策の成果に関する報告書)

日程第6 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第7 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第8 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第9 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について

日程第12 議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第 1 4 議案第 6 号 令和 7 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 号 令和 7 年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 認定第 1 号 令和 6 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 1 9 認定第 2 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 0 認定第 3 号 令和 6 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 1 認定第 4 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 2 認定第 5 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 3 認定第 6 号 令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 4 認定第 7 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計決算
- 日程第 2 5 認定第 8 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計決算
- 日程第 2 6 一般質問

散会 の 宣 告

---

◎開会の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまから令和7年第3回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元にお配りいたしましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（八重樫龍介君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、畠山昌典議員、8番、畠山和英議員、9番、林崎寛次郎議員を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、9月1日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの9日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告は、あらかじめお手元にお配りしましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 令和6年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第2号 令和6年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）について、順番に報告を求めます。

報告第1号は三上義重総務課長、報告第2号は小野寺一徳教育次長。

それでは、報告をお願いします。

報告第1号、三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 令和6年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和6年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、令和6年度、早期健全化基準の順に読み上げさせていただきます。

実質赤字比率、「―」、14.34%、連結実質赤字比率、「―」、19.34%、実質公債費比率、12.4%、25.0%、将来負担比率、「―」、350.0%。

備考。実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「―」を記載するものとする。

2、資金不足比率。会計名、令和6年度、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきます。

水道事業会計、「―」、20.0%、下水道事業特別会計、「―」、20.0%、観光事業特別会計、「―」、20.0%。

備考。資金不足額がない場合は、「―」を記載するものとする。

令和7年9月4日、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 次に、報告第2号は、小野寺一徳教育次長、どうぞ。

〔教育次長 小野寺一徳君登壇〕

○教育次長（小野寺一徳君） 報告第2号 令和6年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

令和7年9月4日、岩泉町教育委員会。

それでは、報告書の概要について説明させていただきます。本資料3ページ、目次を御覧ください。報告書の構成は、はじめにの部分で4項目、点検評価結果の部分で大きく5項目に区分し、報告書を作成しております。

4ページをお開き願います。はじめにの1、趣旨についてです。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされておりますことから、今回議会に提出するものでございます。

2の点検評価の対象は、令和6年度の教育委員会所管の主な施策、事業等とし、3の点検評価の方法は、その進捗状況を確認し点検評価を行うとともに、併せて課題の分析と今後の対応方向を示しております。

なお、点検評価に当たりましては、客観性を確保するため学識経験を有する外部の方に委員を委嘱し、7月16日に会議を開催し、様々なご意見を頂戴したところです。なお、委員には記載の4人の方をお願いしたところでございます。

4の点検評価結果報告の構成ですが、(1)の点検評価の項目は記載の5項目に分け、点検評価を行ったところです。

5ページを御覧ください。(2)の領域目標と(3)の現状と課題、目指す姿では、第8次岩泉町教育振興基本計画に掲げている目標等をそれぞれ記載し、(4)の取組項目と

(5)の進捗状況・評価については、主な取組概要と進捗状況を記載し、事務局内での自己点検と自己評価を行ったところであります。(6)の現状値・最終目標値は、教育振興基本計画における目標値と令和6年度の現状値を記載し、(7)の主な事業実施状況は、その実施内容、金額を記載しております。(8)の点検評価委員等からの主な意見は、点検評価委員と教育委員からいただいた意見を掲げ、(9)の今後の課題と対応方向については、前述の意見等を踏まえ、今後の取組を進める上での課題と対応方向を示したところでございます。

本日は時間の関係から詳細な説明は省略させていただきますが、内容をご確認いただき、決算審査特別委員会で質疑等をいただければと存じます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第6、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、小川地区複合施設初度備品。品名及び数量、一式。契約金額、986万7,000円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、岩泉町岩泉字下宿24番地。氏名、有限会社北岩手教材社取締役、小原浩稔。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小川地区複合施設初度備品を買入れしようとするものである。

次のページ、2ページ以降に参考資料として、初度備品一覧をおつけしております。

納期は令和8年1月30日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 何点か、事務的なことになるかもしれませんが、確認をさせていただきます。

今、参考資料で契約状況、添付になっておりますけれども、まず1点目は、今回予定価格があって、落札額が約半分で落札しているのですね。11号、12号の議案もありますけれども、こっちのほうの備品は大体予定価格でなっているわけですが、この予定価格を設定するための設計はどのようにしてこれ作っておりますでしょうか。お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の小川地区複合施設の備品購入に関しましての設計でございますが、こちらはある程度メーカーと、こちらで想定する部分の定価を確認しながら設計で算定してございます。そこで、あと同等品、メーカーが違って同等品があれば、各業者さんから同等品協議をいただいて、そこで入札に入っているということでございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） 値段でやっているのですか、この予定価格設定のために。大体値段がありますよね、販売する、それでやっているという今のご説明ですか。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現在は、その定価での積算をしてございました。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） 前、工事費のほうで説明があったかどうかですけれども、エアコンなんかは今回ではなくて、工事のほうで各部屋に設置してはいたっけか。それ

確認します。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） エアコンは建物の設備になりますので、工事費で配置をする予定でございます。マルチエアコンが19台、ルームエアコンが1台というような形での設備を考えてございました。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） そうしますと、これは予算は単独費、特定財源入っていますか。この備品についてはどうですか。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の備品に関してのことでしょうか。備品に関しましては、起債のほうが入ってございました。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第7、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車。車名、日野デュトロ。数量、1台。契約金額、3,168万円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14。氏名、互光商事株式会社代表取締役、玉川康介。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消防活動の用に供する小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。

次のページ、2ページ以降に参考資料として消防ポンプ自動車の概要、外観図及び小型動力ポンプの概要外観図をおつけしております。

本事業は、さきの補正予算議決の際、債務負担行為事業としてお認めいただいております。納期は令和9年3月31日でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） これの納期が令和9年3月31日ということで、2年ぐらいかかるのでしょうか。この理由は何でしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（佐々木規雄君） 法改正によりまして、安全装置、あと排ガス規制、こういった法の施行が2025年に完全施行となっております。それに伴って、消防専用のシャーシ、いわゆる日野自動車、いすゞ自動車、こちらの業者を確認したところ、新しくモデルチェンジを行うということで、早くても10月に製造が始まるという形になってございます。

それに伴ってポンプメーカーを確認したところ、車の製造で早くも3か月以上、それからポンプメーカーへ行って、早くも6か月から7か月。となると、早くも秋以降ということで、前回の議会で債務負担行為をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） そうすると、法改正によって遅れが生じるということであれば、岩泉町は毎年1台、2台ぐらいの更新をしていると思うのですけれども、今後はそういった遅れないような形で納車になるというようなことになるのでしょうか、今後のことは。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） メーカーのほうを現在確認しておりますが、まだ不透明な部分があるということで、今後も状況を確認しつつ進めてまいりたいと考えております。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第8、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、学校給食共同調理場用備品。品名、ガススチームコンベクションオーブン。数量、1台。契約金額、660万円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、盛岡市本町通3丁目19番6号。氏名、三機商事株式会社取締役社長、西館明。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。学校給食運営事業の用に供する厨房用機器を買入れしようとするものである。

次のページに参考資料として概要書をおつけしております。

納期は、令和8年1月15日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第12号の質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） 毎年、この備品、大体計画的に更新して整備しているのかと思いますけれども、給食が止まらないように、いずれこれ更新していかなければならないかなとは思いますが。それで、今後もまだあれなのですかね、予定、計画とか、これらが毎年出てくるのですかね。

それから、もう一件聞きます。施設のほうは、今の状況で、改修とか含めて、新築はこの場では触れませんが、大丈夫もつもののでしょうか。お答えください。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

今後の備品の導入の計画予定でございますが、計画的に更新を図ってまいりたいと考えております。未来づくり計画、町の長期計画でも計画を計上させていただいておりまして、来年度、再来年度につきましても炊飯器等、あとはガス回転釜等の更新を現在予定しているところでございます。

また、施設の今後の考え方につきましてでございますが、これまでも内部の修繕等適時計画的に行っております。調理場の床等も改修を図って衛生面も配慮しておりますことから、当面、安全上も問題なく利用できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第9号の上程、説明、委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第9、議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公共団体情報システムの標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務と法別表に掲げる事務との庁内連携をできるよう規定する必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。公職選挙法施行令の一部改正に伴い所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について。

岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。根拠法に基づく府令または省令で定めた基準に基づき条例で定めることとされている基準について、事業者等が基準を明確に確認できるよう整備するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例について。

岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年10月1日から地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で選択できるようになったことから、水道事業職員も同様の取扱いにしようとするためこの条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度岩泉町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,455万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,118万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,234万2,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,837万2,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,280万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,080万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,650万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）、第1条、令和7年度岩泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）、第2条、令和7年度岩泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益、（既決予定額）、1億7,719万4,000円、（補正予定額）、566万5,000円、（計）、1億8,285万9,000円。

（資本的収入及び支出の補正）、第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,066万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金2,468万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,918万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金2,319万8,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入、(既決予定額)、1億1,834万3,000円、(補正予定額)、148万8,000円、(計)、1億1,983万1,000円。

(企業債の補正)、第4条、予算第6条に定めた企業債の限度額及び利率を次のとおり補正する。(起債の目的)、公共下水道事業、過疎対策事業でございます。補正前、それぞれ1,500万円、1,500万円、補正後、それぞれ2,080万円、2,080万円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(八重樫龍介君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第9号までの9件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(八重樫龍介君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長(八重樫龍介君) 日程第18、認定第1号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第25、認定第8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長(三上義重君) それでは、順次ご提案を申し上げます。

まず最初に、認定第1号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書でございます。

4ページ及び5ページをお開き願います。歳入合計でございます。予算現額130億6,301万3,100円、調定額124億1,118万8,980円、収入済額123億6,275万77円、不納欠損額140万

8,003円、収入未済額4,705万9,178円、予算現額と収入済額との比較マイナス7億26万3,023円でございます。

次のページからが歳出合計でございます。8ページ、9ページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額130億6,301万3,100円、支出済額117億4,576万6,595円、翌年度繰越額7億7,291万9,200円、不用額5億4,432万7,305円、予算現額と支出済額との比較13億1,724万6,505円、歳入歳出差引残額6億1,698万3,482円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、認定第2号になります。認定第2号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

2ページ及び3ページをお開き願います。事業勘定の歳入合計でございます。予算現額10億9,338万9,000円、調定額10億9,355万2,730円、収入済額10億8,028万3,223円、不納欠損額120万3,216円、収入未済額1,209万9,491円、予算額と収入済額との比較マイナス1,310万5,777円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出合計でございます。予算現額10億9,338万9,000円、支出済額10億5,606万4,962円、翌年度繰越額はありません。不用額3,732万4,038円、予算現額と支出済額との比較3,732万4,038円、歳入歳出差引残額2,421万8,261円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、診療施設勘定の歳入合計でございます。28ページ及び29ページをお開き願います。

予算現額3,779万2,000円、調定額3,991万7,485円、収入済額3,991万7,485円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較212万5,485円。

次のページ、診療施設勘定の歳出合計でございます。予算現額3,779万2,000円、支出済額3,630万7,555円、翌年度繰越額はありません。不用額148万4,445円、予算現額と支出済額との比較148万4,445円、歳入歳出差引残額360万9,930円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、認定第3号になります。認定第3号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

2 ページ、3 ページをお開き願います。歳入合計でございます。予算現額 1 億4,016万6,000円、調定額 1 億4,026万7,606円、収入済額 1 億4,030万5,106円、不納欠損額はあり  
ません。収入未済額12万7,000円、予算現額と収入済額との比較13万9,106円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額 1 億4,016万6,000円、支出済額 1 億  
3,914万4,472円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額102万1,528円、予算現額と支出済  
額との比較102万1,528円、歳入歳出差引残額116万634円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、認定第 4 号になります。認定第 4 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計歳入  
歳出決算書。

2 ページ及び 3 ページをお開き願います。事業勘定、歳入合計でございます。予算現  
額15億9,574万8,000円、調定額15億6,192万5,675円、収入済額15億6,041万7,015円、不  
納欠損額43万9,000円、収入未済額137万220円、予算現額と収入済額との比較マイナス  
3,533万985円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額15億9,574万8,000円、支出済額14億  
7,616万1,314円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額 1 億1,958万6,686円、予算現額と  
支出済額との比較 1 億1,958万6,686円、歳入歳出差引残額8,425万5,701円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。サービス事業勘定、歳入合計でござい  
ます。予算現額1,170万9,000円、調定額1,214万6,179円、収入済額1,214万6,179円、不  
納欠損額及び収入未済額はありませぬ。予算現額と収入済額との比較43万7,479円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1,170万9,000円、支出済額1,115万  
1,470円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額55万7,530円、予算現額と支出済額との比  
較55万7,530円、歳入歳出差引残額99万5,009円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、認定第 5 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

2 ページ及び 3 ページをお開き願います。歳入合計でございます。予算現額 2 億 5 万  
3,000円、調定額 2 億168万7,364円、収入済額 2 億168万7,364円、不納欠損額及び収入未  
済額はありませぬ。予算現額と収入済額との比較163万4,364円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額2億5万3,000円、支出済額1億9,324万824円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額681万2,176円、予算現額と支出済額との比較681万2,176円、歳入歳出差引残額844万6,540円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、認定第6号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入合計であります。予算現額395万2,000円、調定額371万2,434円、収入済額371万2,434円、不納欠損額及び収入未済額はありませぬ。予算現額と収入済額との比較マイナス23万9,566円。

次のページが歳出合計でございます。予算現額395万2,000円、支出済額359万5,088円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額35万6,912円、予算現額と支出済額との比較35万6,912円、歳入歳出差引残額11万7,346円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、認定第1号から第6号までは、これらの会計別決算書のほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算附属資料を提出してございます。ご参照いただきましてご審議くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、認定第7号 令和6年度岩泉町水道事業会計決算書でございます。

3ページ及び4ページをお開き願います。認定第7号 令和6年度岩泉町水道事業会計決算報告書。款ごとに合計額で申し上げます。(1)、収益的収入及び支出。収入、第1款、水道事業収益、予算額合計3億7,992万1,000円、決算額3億8,527万103円、予算額に比べ決算額の増減534万9,103円。支出、第1款水道事業費用、予算額合計4億2,720万8,000円、決算額4億1,116万1,039円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額はありませぬ。不用額1,604万6,961円。

続いて、次のページを御覧願います。(2)、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、予算額合計1億7,344万5,000円、決算額1億7,344万5,691円、予算額に比べ決算額の増減691円。支出、第1款資本的支出、予算額合計2億5,383万1,000円、決算額2億5,382万2,638円、翌年度繰越額合計2,638万5,000円、不用額508万5,221円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この決算報告書のほか財務諸表をおつけしておりますので、ご参照の上、ご審

議くださるようお願いいたします。

最後になります。認定第8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算書でございます。

3ページ及び4ページをお開き願います。認定第8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算報告書。款ごとに合計額で申し上げます。(1)、収益的収入及び支出。収入、第1款下水道事業収益、予算額合計1億6,896万円、決算額1億5,527万4,351円。予算額に比べ決算額の増減マイナス1,368万5,649円。

支出、第1款下水道事業費用、予算額合計1億6,334万8,000円、決算額1億5,940万7,086円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額はありません。不用額394万914円。

続いて、次のページを御覧願います。(2)、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、予算額合計2億552万3,000円、決算額1億6,904万2,598円。予算額に比べ決算額の増減マイナス3,648万402円。

支出、第1款資本的支出、予算額合計2億4,578万3,000円、決算額1億5,138万5,215円、翌年度繰越額合計9,250万1,000円、不用額189万6,785円。

令和7年9月4日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この決算報告書のほか財務諸表をおつけしておりますので、ご参照の上、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

ここで、箱石憲市代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

箱石代表監査委員、どうぞ。

〔代表監査委員 箱石憲市君登壇〕

○代表監査委員（箱石憲市君） 監査委員の箱石憲市です。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、令和6年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況並びに岩泉町水道事業会計、下水道事業会計の決算を審査しましたので、その概要を説明申し上げます。

初めに、岩泉町各会計歳入歳出決算審査について説明いたしますので、「令和6年度岩

泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況」審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、準拠基準、第2、審査の概要につきましては、記載のとおりです。

2ページをお開き願います。第3、審査の結果。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書については、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認められた。

財務に関する事務の執行、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認められた。

定額の資金を運用するための各基金の運用状況については、法令及び設置目的に沿って適正であると認められた。

第4、審査意見を申し上げます。4ページ中段を御覧ください。

本年度の決算状況、おおむね良好であったが、今後の財政運営を展望すると、人口減少や物価高騰などの社会情勢により厳しい財政状況が続くものと予測される。

将来にわたり安定した行政サービスを提供するために、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を堅持し、有効性、経済性、効率性等を検証し、限られた財源の中で持続可能な行財政運営に努められたい。

結びに、岩泉町総合計画「岩泉町未来づくりプラン」に基づき、目指すべき将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、着実に各種施策を展開し、自然豊かで活気あふれる岩泉を次世代の子供たちに引き継ぐために、より一層の取組を期待するものである。

以上、第1から第4までを説明いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等で、審査意見書に記載のとおりです。

次に、水道事業会計、下水道事業会計決算審査について説明いたしますので「水道事業決算及び下水道事業会計決算審査意見書」の1ページを御覧ください。

第1、準拠基準、第2、審査の概要につきましては、記載のとおりです。

第3、審査の結果。審査に付された令和6年度岩泉町水道事業会計及び令和6年度岩泉町下水道事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも

関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確で、当事業の当年度の経営成績及び財務状態を適正に表示しているものと認められた。

第4、審査意見を申し上げます。1、水道事業会計決算について。2ページ中段を御覧ください。

人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う修繕や更新、燃料費などの高騰等により、今後の経営環境はより厳しさを増すと考えられる。安全な水道水を安定して供給するとともに、次世代へ安全な水を引き継ぐため、令和5年度に改定した岩泉町水道事業経営戦略などの計画を着実に実行し、経営の効率化と透明化を進め、長期的な経営の安定を図りたい。また、水道事業の重要性、経営状況等について周知を図り、経営の現状と課題について広く理解を得ながら事業を推進されたい。以下、記載のとおりです。

2、下水道事業会計決算について、3ページ下段を御覧ください。

下水道事業は、健康で快適な生活を支え、河川等の水質保全に欠くことのできないものである。将来にわたり安定した経営を維持していくために、地方公営企業法の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から、経営基盤の強化に取り組み、事業運営の健全化を図りたい。

水道事業会計の決算の概要及び下水道事業会計の決算の概要につきましては、審査意見書に記載のとおりです。

以上、2つの審査意見書の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、配りしております「審査意見書」を御覧いただくようお願いいたします。

決算審査に当たりましては、坂本昇監査委員とともに行い、審査意見につきまして合議の上決定したものであります。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については税務出納課において閲覧できるよう、当局に申し入れたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場におりますので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるよう申入れします。

換気のため11時25分まで休憩といたします。

休憩（午前11時16分）

---

再開（午前11時25分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） 日程第26、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、裊地照夫議員、どうぞ。

〔2番 裊地照夫君登壇〕

○2番（裊地照夫君） 2番、裊地照夫でございます。初めての一般質問の機会をいただきました。新人議員として、未熟ではございますが、町民の方々の声を反映し、微力ながら町政発展に尽力できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

1点目でございます。任意組合等の水道設備について。現在、町内各地の任意水道組合は、複数の困難に直面しています。過疎化や高齢化に伴う構成住民の減少により運営の担い手が不足し、また設備の多くは設置から数十年が経過し、老朽化が著しく進行しております。

さらに、これらの老朽化した施設の修繕や維持にかかる費用は年々増加し、残された住民への負担が重くのしかかっております。

例えば大牛内地区における水道施設では、高台の地形を共有する田野畑村の真木沢地区と共同で設立した南大芦飲雑用水施設があります。この施設は、大牛内分の地下配管設備の更新は終えたものの、取水施設の水漏れや機器の故障が繰り返し発生し、部分的修繕を施してしのいでいる状態でございます。

さらに、沈殿池やろ過池など浄水施設も当時設置されたもので、耐用年数に限界が近づいており、このままではいずれ安定した水の確保が困難となり、大牛内地区の産業とも言える酪農や地域住民の生活基盤そのものが成り立たない状態となりかねません。

そこでお伺いいたします。大牛内地区の設備を含め、任意水道組合の施設の現状をどのように把握しているか。また、技術的な部分も含め、今後支援体制について、町としての方針があればお答えを願います。

また、将来的に維持が困難となった組合の公営水道への統合など、長期的な水道事業の在り方をどのように構想されているのかお答え願います。

住民の生活に直結する最も重要な問題でございます。町の明確なビジョンと具体的な支援策についてお答えください。

続いて、2点目でございますが、断水時における給水車などの緊急体制についてお伺いいたします。近年頻繁に発生している自然災害による水道設備の破損や停電に伴う断水、また設備の老朽化に伴う断水など、町民へ安全で安定した水を供給する体制は重要です。

さきの台風災害においても実績が積み上げられているところとは思いますが、改めて給水車など当町の応急給水設備が十分に整っているか、また初動体制から長期化した場合の対策までどのように講じられているか、現在の応急給水体制についてお答え願います。

続いて、3点目でございますが、閉校校舎及び周辺施設の安全管理体制についてでございます。近年、少子化の急速な進行により児童数が減少し、閉校となる学校が増加しております。これに伴い、空き校舎も増加の一途をたどっております。こうした施設は、人の出入りが減ることで老朽化の進行が見落とされがちであり、また小動物の侵入やいたずらや盗難など、様々な要因により建物の現状は常に変化していると思います。

そこで、設置者である町には、これら空き校舎の建物及び関連設備が周囲に被害を及ぼすことのないよう、事故を防止するための点検・監視体制を整え、常に状態を把握する責任があると考えます。

数か月前には、宮古市の学校施設内で、国旗掲揚ポールへの車両衝突により、近くにいた方が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。使用中の学校での事例ではありますが、学校施設の安全管理の重要性を改めて認識させられる出来事ございました。

そこで第1に、当町における空き校舎の建物及び関連設備、周辺環境の点検管理体制はどのように行われているのか、その頻度や点検方法についてお答え願います。

第2に、現在閉校校舎を企業が借り受けて利活用されている事例がございますが、使用者である企業と施設の所有者である町との間で管理責任の範囲は明確に取り決められているのでしょうか。また、校庭の遊具やフェンス、樹木など直接企業活動に関連しない設備等について、万一の事故発生時の賠償責任の所在は明確になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

以上で本席からの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、裊地照夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、任意水道組合施設の現状についてであります。現在、町内24組合のうち、昭和50年から63年にかけて給水を開始した施設が10組合、平成15年から29年にかけての施設が14組合あり、最も古い施設は昭和50年4月に給水を開始した南大芦飲雑用水施設で、開始から50年が経過しております。

それぞれの施設において、施設整備当初に計画をしておいた給水人口から現在の利用者数は大きく下回っており、任意水道組合全体では計画時の37%にとどまっている状況

にあります。

今後の支援体制につきましては、技術的な部分も含め、町として明確に方針を定めたものはございませんが、運営に対する支援は、これまでの日常の相談対応のほか、災害時における被害状況の確認や応急復旧支援、さらには本復旧においては、財政支援も含め総合的に対応するなどの適時適切な支援に努めてきたところでございます。

また、老朽化施設の更新につきましては、組合自らの更新は難しいものがあると思われまので、施設整備に係る補助など、今後とも組合との連携や情報の共有を図りながら、丁寧な支援策について検討をしてみたいと考えております。

長期的な水道事業の在り方につきましては、議員ご指摘のとおり、各組合において運営の担い手不足や施設の老朽化などにより、日常の管理体制をはじめ様々な問題に直面をしているものと捉えておりますので、適宜各組合の実態を踏まえながら、町としてどのような支援ができるか、多角的に調査・検討を進めてまいります。

なお、南大芦飲雑用水施設につきましては、令和元年度から5年度にかけて老朽化をした配水管の整備を行ってきたところでありますが、議員ご承知のとおり、田野畑村にある浄水場につきましては、経年劣化が進んでおり、大規模な改修が必要な時期に来ているものと、このように認識をしているところであります。

この浄水場につきましては、これまでも田野畑村や管理運営委員会と合同で継続的に現地調査を実施してきたところであり、経年劣化による不具合などを洗い出し、効果的な整備方法などについて、財源の確保も含め検討を現在重ねている状況にあります。

この検討状況を踏まえ、抜本的な施設の更新につきましては、施設の所有者であります田野畑村と引き続き入念に協議を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、断水時における体制についてであります。近年頻発している自然災害により、本町においても令和5年、6年と断水が発生したところであります。

現在、給水タンクにつきましては1.5トン1台、1トン2台、0.3トン1台を保有しており、このタンクを公用車あるいは借上車に積載をし、給水活動を行っているところであります。

断水時の給水体制につきましては、町の水道事業危機管理マニュアルに基づき、水道

管の漏水等に起因する小規模断水の場合には担当課対応、局地的な災害等による中規模の断水の場合は組織全体での対応、災害など町内全域にわたる大規模な断水の場合は日本水道協会岩手県支部への応援要請など、状況に応じた迅速な応急体制を整えているところであります。

なお、断水時の給水活動につきましては、町民の皆様が不便な生活を強いられている状況を踏まえ、給水車を利用しやすい時間帯などにも配慮して取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

次に、閉校校舎の使用者である企業と町との管理責任の範囲についてであります。

現在、旧二升石小学校、旧小本小学校、旧小本中学校の3か所が、それぞれ二升石集学校、岩泉ゴム工業、清水川クリーニングの3社で活用をされているところであります。

閉校校舎の利活用に当たっては、各企業と町の間で使用貸借契約を締結しており、その中で施設使用者である企業は「契約物件を善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない」と定めており、適切な管理を行っていただくこととなっているところであります。

町では、日常的な修繕以外については事業者との協議により費用負担をすることとしており、また校庭の遊具やフェンス、樹木など直接企業活動に関連しない設備につきましては、双方で協議をしながら対応をすることとなっております。

いずれにいたしましても、万が一の事故等を未然に防止するための点検・監視体制をしっかりと整え、引き続き企業との連携を密にしながら、施設の良好な維持管理に努めてまいりたいと考えて思います。

なお、教育財産の閉校校舎の管理体制につきましては、教育長から答弁を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 巖岩教育長、答弁、どうぞ。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 閉校校舎の維持管理体制につきましては、現在教育委員会が管理している施設は11施設あり、2名の会計年度任用職員が月1回以上、各施設の危険箇所や異常の有無などの点検を行っております。

また、この作業に併せて、旧校舎等の内部と外回りの清掃や周囲の草刈り作業なども

行っております。また、凍結前や雪解け後の時期などは年2回程度、教育委員会事務局の職員も巡回点検を実施しております。

また、11施設のうち7施設につきましては、地域の任意団体等へ管理業務を委託しており、旧校舎内外の清掃や校庭等周辺の草刈り等の管理作業をお願いし、日常において異常箇所等が発見された場合は連絡をいただき、直ちに対応することとしております。

また、校庭の遊具やフェンス等の安全管理につきましても、先ほど述べた作業員や職員による定期的な点検の実施により、安全性が保てるよう工夫・改善をして、事故の未然防止に努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 2番、裈地照夫議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（裈地照夫君） 大牛内の水道設備におきましては、先頃町より巨額の費用を投じていただき地下配管設備等を更新して以来、断水のない日常の生活を送っているところであり、改めて大牛内地区民の一人として心よりお礼申し上げるところでございます。

また、何ですか、近年の資材や人件費の高騰でいろいろな事業が影響を受けていることについても、いい時期にやってもらったねと、地区内においても度々話題となっているところでございます。

残るは、耐用年数が迫る共有設備部分について田野畑村がどのような構想を持っているのか、水道課のほうで伺ったことがあるでしょうか。ここをちょっとお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

田野畑の整備計画の具体については把握してはございませんが、今まで情報共有であるとか、様々お話をする中では、田野畑には村営の施設が6つ、それから組合で運営しているのが2つ、合計8つの施設があるそうなのですが、その辺の施設の老朽化であるとか、個々の状況を見ながら検討されているものと、そのように思っております。

○議長（八重樫龍介君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（裈地照夫君） 田野畑村と入念に協議を続けるとご回答をいただいておりますが、田野畑村の施設を今後村ではどんなふうに、次の耐用年数が迫っている施設をどんなふ

うに構想を描いているのかと、そういった部分について、ぜひ踏み込んだ議論をお願いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） おっしゃるとおりだと思っておりました。私もいろんな部分で田野畑の村長さんとお会いする機会がありますから、前にもそういう意見交換はしている部分もあるのですが、やはり基本的にはこれ大きな財政負担も伴うものですから、これはうちのほうの利用者のほうがいっぱいおられるような実態もあるので、あちら側の組合の皆さんの考え方、我々のほうの組合の考え方については今議員がおっしゃるとおりなので、これは私も十二分に分かっているものですから、いずれにいたしましても、今答弁したとおり、50年、私も何回も現場には行っているわけでありますが、やはりあれだけの7億、8億の巨額な投資をして、配管はおっしゃるとおり整備をしているわけですから、元の部分を何とか、そういう思いを私も十分認識をしておりますので、さらに村長さんともいろいろこれからも機会を捉えながら、お話し合いをしながら、ぜひ将来に向かって両地域の皆さんの安全、安心が保たれるようなことで何とかお互いに連携しましょうということで、また再度そういうお話をしに参りたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 2番、再質問はございますか。どうぞ。

○2番（巖地照夫君） 大変ありがとうございます。

そして、断水時の給水体制について段階的な対策が取られているようでありますので、安心できるかなと感じたところでございます。

また、生活用水と別の分野になるとは思いますが、大牛内地区には大規模酪農家や町有の牧場など水を大量に消費する施設がたくさんありますので、万一の際にはこの部分についてもよろしく願いをいたします。

そして、閉校校舎の管理体制については、町有財産である学校施設が適正に管理された上で、地域活動や企業活動に一件でも多く利用されることを願っているものでございますので、引き続き多方面への積極的な働きかけをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 巖地議員、答弁はいいですか。要望ですか。

○2番（袈地照夫君） 要望でした。

○議長（八重樫龍介君） これで2番、袈地照夫議員の質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時49分）

---

再開（午後1時00分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き日程第26、一般質問を再開いたします。

3番、菊池孝広議員、どうぞ。

〔3番 菊池孝広君登壇〕

○3番（菊池孝広君） 3番、菊池孝広でございます。今年の夏は、特にも暑さが厳しく、鳥獣被害を含め農作物等への影響が心配されております。その対策に中居町長をはじめ職員の方々のご努力されていることに感謝申し上げます。

私は、第3回町議会定例会の開催に当たり、3点、一般質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1点目でございますが、行政連絡区の見直しについてでございます。地域で生活していくための必要な情報は、町広報紙、ぴーちゃんねつなどによって様々な情報を得ているところであります。

近年、少子高齢化や空き家の増加などにより、地域によっては著しい人口減少のため行政連絡区として立ち行かなくなっているところがあり、これまでのやり方では地域での生活が難しくなっていくと考えられます。このことから、地域コミュニティーの維持を図るためにも、町と自治会等地域との連携を図れるような体制づくりが必要と考えます。

その一つとして、行政連絡区に区長制を設け、地域への依頼、地域からの声や提案など、地域からの発信や発言ができるような体制づくりが必要と考えます。地域の皆さんが生活しやすいようにするため、行政連絡区の再編も含めて見直しをすべきと考えますが、中居町長の見解をお伺いします。

2点目でございますが、町村合併70周年記念事業についてでございます。昭和31年9月30日に岩泉町と大川村、小本村、安家村、有芸村の1町4か村が合併し、翌年に小川村の合併により現在の岩泉町となったところであります。

岩泉町にとりましては、この合併70周年は非常に大きな節目であります。この間、大災害等様々な問題に先輩方が立ち向かい、克服し、そして今日の岩泉町があります。合併70周年を祝い、そして振り返りながら、今までのご労苦に感謝するとともに、町民皆さんで喜びたいところであります。

70周年を迎えるに当たり、来年のことではあります、今年度から取り組む必要のある事業もありますので、どのように取り組んでいくお考えか、中居町長の見解をお伺いします。

また、70周年を迎えるに当たり、これを機会に町の歴史を再確認していくためにも、町史編さん室を設けて資料の整理を行い、後世に伝えていくべきであると考えます。息長く根気強い資料調査・収集活動が必要と思われまふ。地道な仕事ではあります、町の歴史をまとめていくことは大事なことであると考えますが、中居町長の見解をお伺いします。

3点目でございますが、農作物等への鳥獣被害防止対策についてでございます。野生鳥獣の農作物等への被害により、日常生活を含め農家の方々が大変困っている状況にあります。このことから、町の鳥獣被害防止に係る計画について、捕獲頭数や被害箇所等の現状を含め、被害防止対策をどのように進めていくお考えかお伺いします。

また、国では捕獲鳥獣の有効活用を推進していると聞いておりますが、町の捕獲鳥獣の有効活用をどのように進めていくお考えか、中居町長の見解をお伺いします。

以上で、本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、菊池孝広議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行政連絡区の見直しについてであります、議員御案内のとおり、少子高齢化や人口減少の進行により地域コミュニティーの維持あるいは様々な地域活動等に影響が出始めてきているものと、このように認識をしております。

現在の行政連絡区は、基本的には自治会等の地縁関係を勘案した区割りとしており、それぞれ行政連絡員を配置し、町民の皆様に対する広報等の配付など様々な行政情報の連絡などを行っていただくとともに、町への要望事項等をお知らせいただくなど、町と町民の皆様のパイプ役を担っていただいております。

一方、自治会におきましては、それぞれの自治会において特色ある自治会活動を展開していただいているものと、このように認識をしております。町といたしましては、防犯灯、ゴミステーションの設置などについての支援や、地域振興協議会を通じ、公民館の維持管理等に対する支援など、きめ細かな行政支援を行っているところでもあります。

また、町と自治会等との連携につきましては、地域振興協議会を核としながら、各自治会からのご意見をいただき、その課題解決や活性化に向けて地域と双方向での連携を通じ様々な取組を行っており、それぞれの地域の特色を生かした地域づくりが進められてきているものと、このように認識をしているところであります。

ご提案のありました区長制度につきましては、地域からの声を直接お聞きする仕組みを構築する上で有効なアイデアの一つであると、このように存じますが、現に各自治会の発案で連絡員を2名配置して活動をしているところもありますので、地域振興協議会や自治会等の考え方、またそれぞれの事情に応じた自主的な取組を尊重しながら、行政連絡区の今後の在り方につきましては研究をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、町村合併70周年記念事業についてであります。本町は令和8年9月30日に町村合併70周年を迎えます。この節目の年に、これまで町勢の発展に尽くされた方々への敬意と感謝を表するとともに、町民の皆様と記念の年を祝い、本町の新たな時代を創るスタートにしたいと、このように考えているところであります。

昭和51年の合併20周年では「岩泉町民憲章」が制定をされ、その最後の一章には「岩泉の未来を信じ互いに助け合い 希望に満ちたまちをつくります」と掲げているところであります。

70周年を迎える今、その精神を受け継ぎ、町民の皆様とともに希望あふれるまちづくりに向けた取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

まず、1点目の記念事業の取組状況につきましては、既存の事業を70周年記念事業と

位置づけて行うものと、町が特別に実施する事業を現在想定しているところでもあります。両事業とも、各部署において実施内容の検討を現在行っているところでもあり、メインとなる記念式典などにつきましては、令和8年度当初予算編成に向け事業の内容を精査していくこととしておるところであります。

本年度の取組状況といたしましては、現在記念誌の発行に向け、企画内容の検討や取材対象の調整などを行っているところでもあります。

また、新たな組織として「町史編さん室」を設けることのご提言についてであります。町がこれまでに発行した「岩泉地方の古文書」及び「岩泉地方史」はおおむね江戸末期までを対象としており、歴史記録に空白を生じさせることを避けるためにも、明治時代以降の近現代史について調査を行い、記録・公開することが極めて必要であると、このようにも認識をしているところでもあります。

現在、学識経験者の方々から指導・助言をいただきながら本調査に鋭意取り組んでいるところであり、非常に時間を要する作業ではありますが、当面は現行体制の中で調査を確実に、着実に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思っております。

次に、農作物等への鳥獣被害防止対策についてであります。令和6年度における野生鳥獣の農作物被害額は約3,446万円であり、令和5年度と比較し約1,420万円、率にして70%増加しており、被害の多い品目は野菜、飼料作物、米、果樹の順となっている状況であります。

これまでも野生鳥獣ごとに被害作物や対策について調査・研究をし、捕獲等の対応により一定の成果は上げてはきているものの、潜在する被害が表面化するなど、被害額は増加傾向にあると認識をしているところでもあります。

町では、年々増加する野生鳥獣による被害に対応するため、関係機関等となお一層連携し、岩泉町鳥獣被害防止計画を策定しておりますことから、「有害鳥獣の捕獲」「侵入柵等の整備」「生息域環境等の整備」を柱とした被害防止対策に懸命に取り組んでいるところでもあります。

現在、有害鳥獣の捕獲については、岩泉猟友会から推薦いただきました会員65名を「岩泉町鳥獣被害対策実施隊員」に任命をしており、年間でニホンジカ2,500頭、イノシ

シ70頭、カワウ100羽、ツキノワグマにつきましては県の管理計画による頭数を捕獲する計画としているところであります。

農地への侵入防止柵等の整備につきましては、電気牧柵、侵入防止網、侵入防止柵の購入費用に対し補助を行っており、本年度も申請を受けた24件（7,590メートル）につきまして、現在設置が進められている状況でございます。

生息域環境等の整備につきましては、緩衝帯整備を進めるほか、広報やびーちゃんねっと、ラインなどを活用し、野生鳥獣の誘因物となる食物残渣や未収穫作物を放置しないことなどを周知徹底をし、被害防止意識の啓発に努めているところでもございます。

また、岩泉猟友会と共同で野生鳥獣の生態と季節ごとの行動等を取りまとめた「いわいずみ獣害カレンダー」を作成し、全世帯と関係機関等に配付したところでもあります。

捕獲鳥獣の有効活用についてであります。町内で活動する地域おこし協力隊の方が法人を立ち上げ、ニホンジカの処理加工施設の整備に着手をしており、町も補助を行うなど事業開始に向けた支援を今後とも継続してまいりたいと、このように考えております。

また、町内の民間事業者でも、その角や皮などを活用した製品作りに取り組んでいるともお聞きしているところでもございますので、その原料の入手などにつきましても広く支援ができるように今後取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 中居町長のご答弁、大変ありがとうございます。

1点目の行政連絡区についてお伺いします。ご答弁のとおり、地縁団体を勘案した区割りとして行政連絡員を配置しておられるというところではございますが、ご承知のとおり近年の少子高齢化、人口減少の進行により地域活動にも支障が出てきております。

一つの例でございますけれども、小川地区の浅不動行政連絡区の中の大石沢地域は、同じ行政連絡区でも沢が分かれており、自治会長のいる班は5キロ以上離れ、現在は戸数4戸でございますが、連絡調整をする場合は隣の行政連絡区に入り、移動しなければならず、事実上の飛び地であります。10年ほど前に町にお願いし、広報等は班長に送付してもらっております。地域の中の人から町へのいろいろな要望、会費納入、お知らせ

等についてはパイプ役を担っていただいておりますが、役職的立場、身分保障がなく、ボランティアでパイプ役をしていただいているところでございます。行政連絡員の配置については、10年ほど前からお願いしておりますが、いまだ実現できておりません。自治会の発案でできなければ、町が現状を調査し、小さい地区ではありますが、連絡員が配置できるよう、地域の支援ができないかお伺いします。

また、区長制につきましては、町ではアイデアの一つとして捉えていただいておりますので、行政連絡員についてお伺いします。町の行政連絡員会議は、年に1回の開催があります。最近、高齢化、人口減少によりごみ集積所の新設、統廃合などを含め生活環境が大変になり、一つ一つの問題解決ではなくなっているところがあります。自治会活動とは違う側面もあると思いますが、今後も行政連絡員は様々な協力依頼等の必要性が増してくるおそれがあると思います。年1回の開催で進められるか、お考えをお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） まずは1点目の議員からお話があった浅不動行政区の関係につきましては、私も今現在、行政連絡員の担当の総務課長、4年目にはなりましたが、浅不動の行政区さんの、10年前からというお話ありましたが、ちょっと認識不足もありまして、確かに今年度の年度初めに浅不動の行政連絡員さんからご相談がありました。議員からおっしゃられたとおり、確かに同じ地区の中でも2つに分かれているというようなお話でございまして、そちらは連絡員さんとも連絡を取りながら調整はしたいと。というのも、行政連絡員自体も現在は自治会に推薦依頼をして、そして出してもらう形で、自治会の中から行政連絡員さん出てくる場合もありますし、あるいは地区によっては自治会長さんが連絡員やっているような形もあったりして、地域によって様々な形がございまして、また、各地域からのご相談があれば、例えば町内でもやはり人数が多いところ、あるいは班を分けたいというような相談があれば、現在町内でも1つの行政区を2つに分けて行政連絡員さんをお願いするケースもございまして、そちらはご相談があれば柔軟に対応してまいりたいということで、現在も浅不動の連絡員さんにはこちらからお話を今しているところでございまして、ご了解いただければと思います。

もう一点の年1回の開催でよいかということでございまして、先ほどもお話ししまし

たが、大体ごみの集積とか、各地区の取りまとめ等を連絡員さんをお願いしていますが、そのお願いの窓口にしていますが、実際は各自治会さんからある程度何か事業やるときは出してもらっていますので、行政連絡員会議の1回だけの説明というよりは、その都度ご相談があれば連絡いただいて相談しておりましたので、まず毎年度1回のところの行政連絡員さんへの説明会は行ってありますが、そのほかご相談事があれば、随時我々担当の総務課にご連絡いただければ対応しておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 3番、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 大変ありがとうございます。

それでは、2点目についてお伺ひします。町村合併記念事業についてでございますが、これにつきましては三浦副町長にお伺ひしたいと思ひます。

中居町長のご答弁のとおり、メインとなります記念式典は令和8年度の当初予算で進められるということでございます。もう一つの特別に実施する事業でございますが、その部分についてお伺ひいたします。

さきの6月議会においては、来年が合併70周年の記念の年ということで、「笑顔あふれるまち」を目指す機運を高め、併せて台風災害の復旧・復興事業が完了する見込みから、町民皆さんと喜びを分かち合う場として70周年のカウントダウンコンサートを開催する予定ではありましたが、残念ながら諸事情で実施できないこととなりました。

ただ、私の住んでいる地域の方々は、このコンサートを大変多くの方が望んでおられます。たかがイベントというふうに言われますけれども、されどイベントであります。多くの方が災害を、そしてコロナ禍を経験し、頑張っただけでございました。その感謝を表すためにも、再度視点を変え、1町5か村に組織されております地域振興協議会はイベントのノウハウとアイデアをたくさん持っています。協力が可能な地域振興協議会と連携しながら、町民が主体でありますので、皆さんから来ていただき、皆さんが語り合いながら一緒に喜ぶ機会としてコンサート、イベント等の記念事業が必要と考えます。どのようにお考えかお伺ひいたします。

また、町史編さん室の設置についてでございますが、岩泉地方の古文書、岩泉地方史、

これから編さんする近現代史は町の歴史を記録していきますが、調査した資料は借用し、あるいは寄贈以外は原本を所有者にお返しします。所有者……

○議長（八重樫龍介君） 3番議員、まず最初のカウントダウンコンサートのほうを答弁してもらってから、今の質問に移っていただきたいのですが、よろしいですか。

○3番（菊池孝広君） はい、よろしくお願いします。

○議長（八重樫龍介君） それでは、まず最初の質問のほうに三浦副町長、答弁をお願いします。

○副町長（三浦英二君） 70周年事業関係の一つの企画としましたそのコンサート関係ではございますが、私の肌感覚では、一回そういったことを、企画を立ち上げたわけではございますが、私どものほうで引っ込めたということにつきましては、私自身にとりましては、かなり町民の皆様からはお叱りの言葉をいただいているところでございます。これは、私の肌感覚ということでございます。

ただ、総体的にやはりこの町といたしまして考えました場合には、やはりそのターゲットなり、どういった方を対象にしてやるのか、またその企画を決定、実施、実行するに至る役場庁内の決定の仕方、手順、方策、そして規模感、あるいは開催時期、そしてどういう方にするか等々、きっちりとこれは精査をして積み上げないと議会のほうにはご提案をできないということで私は判断をしておりますので、これは当面そういった企画を、補正予算をご提案する気はございません。

○議長（八重樫龍介君） 記念コンサートのほうに関連しての再質問はございますか。

○3番（菊池孝広君） ございません。

○議長（八重樫龍介君） それでは、町史編さん室のほうの再質問をどうぞ。

○3番（菊池孝広君） 大変失礼いたしました。もう一つのご質問でございますが、町史編さん室の設置でございます。これにつきましては、町が保管している文書でございますけれども、行政文書ですが、これは旧町村時代の文書でございます。現在、各支所単位にばらばらに保管されており、管理が明確になっておりません。私たちの時代にはなくさないで後世に残していけるように、職務は兼務でもよいと思われませんが、町史編さん室を設置して、資料を1か所にまとめて資料の保管管理をすべきと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 合併前の旧町村の資料につきましては、確かにこの前、小川の複合施設整備をするために小川支所のそばの倉庫のほう、解体するために中を見ましたならば、もうかなりの資料の数でございまして、中身も確かに貴重なものであったと思っております。

中身も、我々も現場に行きまして、あと関係する税とか様々な部分ございましたので、そちらも担当課長に見てもらったり、先ほど話が出ました近代史、現代史の調査の方もいらっしゃいますので、その方にも見ていただいて、まず重要なといいますか、歴史的に残さなければならないものというのは、現在の旧小川校に物は移したところでございます。

議員からお話がありましたように、各支所においても、小本の支所は津波等があったのでほとんど残っていないということでございました。大川が10箱ぐらいあるのかなど。安家は2箱ぐらいで、有芸は少々ということでございましたので、現在近現代史の調査に入っている方々も、その支所の古い文書のほうは一回訪問して確認はしていらっしゃるようですので、ちょっとお聞きしましたらば、やはり中身とすれば歴史的に残しておきたいものはあるなど、ただ時間はかかるだろうというお話は何ってございました。やはり少し時間をかけながらじっくり見ないと、残すべきものかどうか判断できないなということでのお声は何ってございます。

議員からご提案がありました資料編さん室につきましては、なかなか今現在、役場自体の体制も厳しいところありますので、本来であればすぐさまそういった体制を取って対応できればいいところではございますが、なかなか体制的な部分も難しいところがございますので、そこはちょっと慎重に検討しながら、その大事なものはある程度吟味しながら、小川の旧小川校のほうに今置いているものと同じような扱いで、もしできれば1か所に集められればいいなというのは我々も考えておるところでございますが、少しそこはお時間をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池議員、再質問はございますか。

○3番（菊池孝広君） 以上で終わりです。ありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） これで、3番、菊池孝広議員の質問を終わります。

次に、5番、佐藤安美議員、どうぞ。

〔5番 佐藤安美君登壇〕

○5番（佐藤安美君） 5番、佐藤安美です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず初めに、猛暑による家畜粗飼料減収対策について質問いたします。近年の猛暑は様々な影響を及ぼしていますが、家畜の餌となる粗飼料に悪影響を及ぼしている状況にあります。特に本年は雨不足の影響が大きく、一番牧草の収穫後の二番牧草以降に大きな影響が及んでおり、牧草が死滅し、雑草が繁茂し、品質低下と収量の減収が心配されます。デントコーン栽培については、雨不足が原因で発育不良となり、収量の大幅な減少が懸念されます。

粗飼料の減収は畜産農家にとっては大打撃となり、経営を圧迫する要因につながります。自然災害として受け止めなければならないわけですが、緊急な対策として、デントコーン収穫減収分に対する対応策を講じる考えはないか伺います。

牧草の再生については、昨年度に引き続き更新事業を継続し取り組んでいますが、牧草地の被害状況はこれから明らかになると思われまますので、現状を把握することが大切だと思います。畜産農家への聞き取り調査等を実施し、必要な対応策を講じる必要があると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、町管理道路の安全対策について質問いたします。本町には急傾斜地に集落が点在しており、町道291路線、林道74路線の管理道路があります。道路維持費も多額な歳出となっており、改良工事に取り組めない現状だと思います。本町の道路は河川に並行して建設してあり、急カーブの危険な場所にもかかわらず、ガードレールの未設置箇所が多数あります。住民の生活道路でもあり、産業道路でもあります。冬期間の通行は危険で、事故の発生が危惧されます。

町長の施政方針では、町内各地の未整備箇所の整備についても、町民が安全で快適な生活に寄与するよう、改良工事の実現に向けて尽力してまいりますと表明しています。早急に調査をして整備を図るべきと思われまます。町長のお考えをお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、佐藤安美議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、猛暑による家畜粗飼料減収対策についてであります。近年の長引く猛暑と降雨不足による渇水等の影響により、粗飼料の収量が減少し、各農家におきましては自給粗飼料の確保に大変ご苦労をされていると、このように伺っているところであります。

特にも令和5年度の猛暑の影響は大きく、令和6年度の春から牧草の死滅、雑草の繁茂、生育不良などが発生し、生産量が大幅に減少しているところであります。

畜産経営における粗飼料の確保は、経営の安定と維持に必要不可欠であると認識をしており、令和6年度に緊急措置として「粗飼料緊急確保対策事業」を実施し、牧草ロールの購入で発生をした輸送費、草地への種子追播など、掛かり増しとなった経費に対し支援を行ったほか、本年度におきましても繰越事業として草地更新事業を実施し、粗飼料の確保に対する支援を行っているところであります。

本年度におきましては、町内の一部地域で降雨不足による渇水の影響からデントコーンの立ち枯れや生育不良、牧草においては二番草などでの生育不良を確認しておりますので、JA、農業改良普及センターなどが行う農家の聞き取り調査や現地調査等の状況を踏まえながら、さらに現状の把握に努めてまいりたいと、このように考えておるところであります。

また、猛暑や降雨不足による渇水は全国的なものでもあり、自然災害であるとの認識は議員と同じでありますので、国・県に対し対応策を強く要望していくとともに、その動向を注視しながら、支援策につきましては検討をしていきたいと、このように考えております。

次に、町管理道路の安全対策についてであります。道路は町の産業振興や物流、救急救命など日常生活を支える重要な社会資本であるとの認識の下、計画的な整備や維持管理に努めてきたところであり、本年度の道路予算は町道維持工事費をはじめ2億9,400万円を計上したところであります。また、これまでに整備した施設の老朽化対策など、予防保全的なインフラメンテナンスにも鋭意取り組んでいるところでもございます。

まさに議員ご指摘のとおり、町の道路は急峻な山々に囲まれ、河川と並行して整備をされた道路が多数ありますので、ガードレールが設置されていない、そういう箇所もあることは重々認識をしているところであります。

このため、日常のパトロールと併せまして危険箇所の調査を実施し、優先的に整備すべき道路を選定するなど、計画的に危険箇所の解消に向け取り組むとともに、今後におきましても町民が安全で快適に通行できる改良工事はもとより、適切な維持管理にも努めてまいりたいと、このように考えておりますので、何とぞご理解のほどお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 5番、佐藤安美議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） 大変前向きな答弁、ありがとうございます。

そこで、ちょっと関連質問させていただきます。先ほどの町長の答弁で、その粗飼料に対しては県に対して強く要望していくということですが、例えば県が支援をしてくれなかった場合、そういった場合には町では支援策を考えていただけるのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 粗飼料の関係につきましては、先般県で主催しました県下33市町村の課長等会議がありまして、その中で関係団体等も集めて県内の農作物等の被害状況等を皆さんで共有していったところでございます。

県の認識といたしましては、8月に雨が降って、それによって回復基調にある作物や、それでも回復しない作物等々のいろいろな認識等がありまして、先般の場合はまずその状況の把握だけにとどまっております。

今後牧草等の作柄、一番草は今年はよく取れたわけですが、二番草以降の作柄、あとはデントコーンにつきましても本町につきましても一部地域、県下ではデントコーンを作っているところはそんなにないので、本町が主体になってくるかもしれませんが、一部地域において土の厚さ等によって水分の含有が少なかったりとか、そういった部分で大きさがまばらになっているところもあります。そういったところは、現状を把握しながら、あとは県のほうに対しても要望はしてまいりますけれども、全県的なものを見て、県では被害の支援をするか、しないかという判断をしたいと思いますので、そういったところも見極めながら、町のほうにおきましても農家等の話も聞きながら、状況によってその支援の方法は考えていきたいと思っておりますし、支援の必要性についても同じく考えていきたいというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 再質問ありますか。佐藤安美議員、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） はい、ありがとうございます。

それで、課長のほうからデントコーンの話も今されましたけれども、そろそろデントコーンの収穫時期に入りますけれども、デントコーンの収穫は今ほとんどコントラクターでやっておられますけれども、コントラクターの中でも料金は面積単価で計算されますので、幾ら収量が例えば半分だとしても、その料金は同じにかかると思いますので、その辺の支援策についても、先ほど課長が答弁したとおりにお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。通告質問ではありませんけれども、農作物の件についてちょっと再質問させていただきます。

農作物の畑わさびでございますけれども、この畑わさびも春の植付け時にはやはり雨不足で、活着率も悪く、発育が思わしくないと思われま。その辺について、どのような状況なのか、把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ワサビの育成状況につきましては、今のところ全体を把握しているわけではございませんが、いろんな主要な大きな農家さん等々からのお話を聞いた部分でのご回答にさせていただきたいと思えます。状況的には、6月ぐらいまでは天候がよくて、生育も順調に来ておりました。それ以降、猛暑が非常に激しくて、春に植えた苗は大体が死滅したとか欠落になったという方のお話を結構聞いております。多い人で8割ぐらい駄目になったかもしれないという方も中にはおいでになって、それについては我々もやっぱりいろいろなことを考えていかなければならないなというふうに考えてございます。

昨年度植付けした苗について、今年度の出荷になるわけですがけれども、それにつきましても、やはり春先は本当に天候に恵まれて育成も順調だったのですが、6月以降から生育が止まってしまい、このまま置いたら本当に枯れてしまうという状況が続いておまして、農家の皆さんの判断で、早く、丈が小さくてももう出荷してしまうという、今現状が続いておまして、7月までの出荷量が前年比よりは多くなっているわけですがけれども、早出しをしているものですから、8月以降の出荷量は減少してくるものという

ふうに見込んでおります。

そういう中で、いろいろ農家さんとも意見交換はしたわけですが、まだ全体像がつかめておりませんので、どのような全体の状況になってくるかというのは、今からアンケート調査等で把握してまいりたいというふうに考えておりますが、それによりまして、来年以降の出荷について大きな影響が出てくるものと我々も考えております。なので、農家さんがやはりこれからも持続して日本一のワサビ生産地であり続けるという目標を持っていますので、そういったところも町のほうでは応援していきたいと考えていますので、そこら辺は今後、議会の皆さんにもご相談しながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 佐藤安美議員、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） ありがとうございます。ぜひとも農家さんと話し合いを持ちながら、いい方向で進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、道路に入ります。町管理道路の安全対策について再質問させていただきます。ガードレールの未設置箇所でございますが、町長の答弁にもありましたとおり、当局でも未設置が多数あるというのは認識しているという答弁でございましたが、その中で、今後日常のパトロールと併せて調査を実施していくという答弁でございました。確かに調査していただければどういうところが危ないかというのも把握できないと思いますので、ぜひ調査はしていただきたいですが、ただその調査も、私思うに、危ない箇所を確認するためには、冬にやっていただきたいと思います。乗用車ではなくてトラックもあると思いますので、トラックに乗って、自分で運転して、この圧雪道路を例えば大型トラックが荷物を運んだらどうなるかということまで自分で体感していただければ、すごく危ない箇所も分かってくるのではないかなと思います。その辺についてお伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 冬に調査のほうが望ましいのではないかという話であります。我々も常日頃から、町道も300キロ以上ありますし、林道も270キロぐらいあるということで、かなりの延長を管理しているということで、毎日パトロールに行けるような現状にはございませんけれども、月に1回以上はということで取り組んでおりました。

その中で、ガードレールがあったほうが望ましいなというふうな箇所は、そのとおり町内散見するかなと思っておりますので、こちらにつきましては、答弁にもありますとおり、やれるところから順次計画的に進められればなと思っておりました。

その優先的な順位というものは、我々とすれば基本的にはやっぱり人家が密集していて通行量が多い場所ですとか、そういうところが基本的には優先度が高くなってくるかなというふうに考えております。

ただ、今議員からお話がありました、要は作業用の車両が冬期間に通行するときに危険を感じるよというふうな場所というような話がございましたが、これは様々町道であったり、林道であったり、箇所いろいろあると思いますので、私もなかなかそこら辺については……具体的にこういった場所とかのお話があれば、例えば行って現状把握して相談するというふうなこともありますし、あとは、これはちょっと不謹慎な話だかもしれませんが、ガードレールがないおかげで除雪がある程度の際のほうまでできて道幅が取れるというふうなよい面もあったりというようなこともございますので、ですので、その辺は道路の利用状況に応じて、必要性に応じてというふうな形でこれから進めていければなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 佐藤安美議員、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） それは、その場所によって、課長が答弁したとおり、いろいろあるかと思いますが、ただ除雪が、雪を落としてやるのに楽だからいいと、それもあるかと思いますが、大事なトラックを落としたほうがもっと大変だと思いますので、その辺はちょっと考えていただきたいと思います。

次に、林道の件ですけれども、穴沢・上外山区間の件ですけれども、ここは町民バスも、スクールバスも走っておられます。そういった中で、その区間は非常に落石が頻繁に落ちる箇所でございます。そういった対策も必要に思うわけですが、その辺についてお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 八戸・川内線ですか、この辺は昔の緑資源公団ですとかに整備していただいた道路ということで、現在は町のほうで管理しているというふうな道路になりますので、当時ののり面の崩落の対策であったりとかということで、コンク

リートの吹きつけをしたりとかということで施工したのかなというふうに思っております。

その中で、現在供用開始して大分時間も経過した中で、やっぱりそういったのり面対策をしていないところで、ちょっとした沢筋のところ、雨が降ったときに水と一緒に土が混ざってきて落石というふうなものになったりというふうなことがあって、先ほどの町道の管理と同じなのですけれども、基本的にはパトロールも実施してということによって点検もしています。そのほかに、郵便事業者さんのほうからも落石なり様々な道路の不具合があったときには、これは道路の管理者云々にかかわらず、情報提供いただいて、それで県で管理するような道路であれば場所なり情報提供しているということで、我々もそれについてはもう即対応して現地のほうを確認するというような対策をしております。

この道路もなかなか延長もございますので、こちらも順次対策が必要な場所を選定してというふうな形になろうかなと思いますし、日常、これまでも我々のほうで作業員含めて直営でできるものはある程度対策講じたりとか、また業者さんに頼んで土砂と一緒に流れてこないように少しのり面のほうの対策を講じたりというふうな形とか、あとはネットを張ったりというふうなことで防御策のほうは講じておりましたけれども、最近ではちょっと大きめの落石もあるというふうなことで情報をいただいて、私のほうも現地に赴いたりというふうなこともございましたので、上のほうから落石当然来ますので、その上の現状把握というのが今のところできておりませんので、その辺確認を取った上で何かしら対策が講じられるか。また、実施する場合には当然お金必要になってきますので、この辺の事業化するためにはどういった事業があるのかというふうなことで、その辺はちょっと県のほうからも情報提供いただきながら検討していければなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 5番、佐藤安美議員、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでもう一点、大規模林道の道路なのですけれども、外山トンネルの入り口付近ですけれども、あの山が動いているのですよね。素人感覚で今申し上げますけれども、な

ぜそう思うかといえば、側溝が、U字溝がもう狭くなってきているのですね。ですから、山が動いていると思われます。

そこで、例えばあそこが崩落してしまえば、外山の住民は孤立してしまいます。やはりその辺の調査も早急にしていただきたいと思いますが、その辺について再度お願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 答弁のほうにもありましたが、既に施設整備したもので、予防保全的なインフラメンテナンスも取り組んでおりますというような答弁もさせていただきました。こちらにつきましては、町道、林道、農道、全てのものですけれども、5年に1度、橋梁なり、トンネルなりといった構造物に関しては点検をするというようなことで、これは道路法ではもう義務づけになっているというような形になっておりますので、点検をしております。

その中で、町管理の道路の部分で、のり面とかそういったものは、今のところはまだその調査の対象にはなっていないというふうな状況になっています。ですので、やるとすれば、町が独自に必要なだというふうな判断で実施をしなければならないということで、いわゆる特定財源もないというふうな状況になりますので、こちらにつきましては、パトロールで見に行ったから、では、それ、どう対策がというふうなことはなかなかはっきりしたことはできないというふうなことにはなりますけれども、その辺はちょっと……国のほうの動向も注視してといたしますか、だんだん、もしかすると今言ったようなのり面ですとか、あとはそういったものも対象に、範囲になってくる可能性もございますので、その辺はちょっと情報収集してということで、検討していければなというふうに思います。

○議長（八重樫龍介君） 5番、佐藤安美議員。

○5番（佐藤安美君） ぜひ安全な道路にしていきたいと思ひます。

町管理道路ではないのですけれども、それこそ国道340号で、人身事故まではいかなかったのですけれども、落石があったところに、その朝はかなりの霧がかかっていたようですけれども、前が見えなくて落石に乗り上げで、もう車は廃車にしまったという事案もありました。そういったことがない道路にさせていただくためには、やはりふだん

からパトロールなり維持管理を徹底的にやっていただき、安全な道路にして、町長から力強く答弁いただいたように、町民が安全で快適に通行できる改良工事、適切な維持管理に努めてまいりますと答弁をいただきましたので、ぜひそのようにしていただきたいと思っておりますので、以上をもちまして終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで5番、佐藤安美議員の質問を終わります。

次に、4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

〔4番 千葉泰彦君登壇〕

○4番（千葉泰彦君） 4番、千葉泰彦です。中居町政にあっては、震災、台風、コロナパンデミックなど幾多の災禍を乗り越えてきました。次々に起こる災いに粛々と対応する姿勢、この町を守り抜くという矜持に対して最大限の敬意を表します。

一方、この間に総人口は25%減少し、年間出生数も70%減少し、地域社会は危機的な状況です。また、災禍は「いつか起こる」ではなく、「いつでも起こり得る」ことになり、地域力の減衰と災禍への防御の双方に対応する必要があります。このような認識に基づき、以下に一般質問を行います。

1、地理情報システムG I Sの活用について。本町において広報活動も充実していると認識しています。町のホームページ、ぴーちゃんねっと、行政広報、防災メール、各種SNSなど、多岐にわたるメディアが活用されています。

情報発信をより分かりやすくするために、G I Sの一層の活用が必要ではないでしょうか。ツキノワグマ出没情報、災害・通行止め発生箇所、停電・断水の範囲、空き地・空き家バンクの物件所在地、わさび圃場・耕作放棄地など、地図化したほうがより分かりやすいです。

町では現在、地域おこし協力隊はじめ関係人口・交流人口の拡大に取り組んでいます。町外の方々に働きかける際、また多言語対応の上でも、文章だけではどこに何があるのか、どこで何が起きているのかは伝わりにくいものです。

伺います。有害鳥獣対策、災害対応、関係人口・交流人口の拡大を推進するため、情報発信する際にはG I Sの一層の活用が必要ではないでしょうか。当局の所見を回答ください。

2、東日本大震災の復興支援員事業について。本町において、東日本大震災の復興支

援員事業は、農業振興公社、愛土館、フォレストマーケティングの3社で展開されています。いずれも本町にとっては基幹産業、その根幹を担う貴重な戦力と認識しています。一方で、復興支援員事業は今年度が最終事業年度と聞いています。

伺います。来年度以降、復興支援員事業の継続可否について回答ください。

また、農業振興公社、愛土館、フォレストマーケティングの3社における復興支援員の現在の役割について回答ください。

3、岩泉町未来づくりプランの更新について。岩泉町未来づくりプランの計画年度は令和8年度までとなっており、今後計画更新が進められるものと認識しております。

6月定例会において、岩泉町の持続可能性について問いました。その中で、「昭和45年の過疎法制定以来、国における様々な過疎対策が進められてきたが、地方の人口減少は依然として歯止めがかからない現状にある」と回答しています。

町長は、本年5月22日に開催された小本地域振興協議会総会の挨拶で、「国に一極集中の是正を働きかけている」旨、話されています。また、本年6月定例会の一般質問に対しては、「人口の推移を踏まえながら、現実的な規模の経済活動、生活環境を維持しつつ、本町に住んでいる皆様や新たに移り住む方々が充実した生活を送ることができる」とともに、将来世代に過度な負担を残すことなく、町民の皆様が明るい未来を見通せる筋道を示していくことが肝要である」とも回答しています。

本会議場での議論はいたしませんでしたが、私からは「町民への分かりやすさが必要。やっていることの羅列ではなくて、何を指すのかということ町民は知りたがっている」旨を要望しました。何を指すのかとは、言い換えればビジョンです。

2点を伺います。1点目ですが、可能な範囲で、一極集中の是正を求める国への働きかけについて、内容を具体的に回答ください。

2点目は、岩泉町未来づくりプランのビジョンについてです。現状を打開するためのビジョンには何を柱に据えるべきとお考えか、町長の認識を回答ください。

本席からの質問は以上です。回答をお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地理情報システムG I Sの活用についてであります。G I Sは情報をコンピューター上の地図、いわゆるデジタルマップ上に可視化して有効に活用できることから、典型的なD Xツールとして様々な場面での活用が期待できるものと、このように考えております。

本町におきましても、統合型G I Sシステムのほか、水道、農地管理など個別業務に特化した独自のG I Sを活用しているところでもあります。データにはプライバシーに関わる個人情報等も含まれますので、現時点の利用形態は部署内での利用に限られているところでもあります。

しかしながら、近年は情報を必要とする一般の方に有効活用をしていただくため、これらのデータから個人情報等を除きインターネット上に公開する「公開型G I S」も利用をされ始めております。

本年度の事業としましては、「防災マップ」の更新に合わせて、危険区域や浸水区域などをデータ化し、最新の避難所や施設の位置情報を追加して公開型G I Sとして提供することとしております。

今後におきましても、システムの更新等に合わせ、個別案件ごとにデータ公開の可否について検討をしてみたいと考えております。

また、町では公式ラインを運用しており、位置情報を付した配信もできますので、今後有害鳥獣の出没情報や通行止め箇所の配信などに活用をしてみたいと考えております。

G I Sは、データ量が多いものの即時性がなく、一方でラインはデータ量は少ないものの即時配信が可能であるなど、それぞれのツールに一長一短がありますことから、公開しようとする情報ごとに最適な手段を選択し、活用を検討をしてみたいと考えております。

次に、来年度以降の復興支援員事業の継続可否についてであります。現在は議員ご案内のとおり、岩泉農業振興公社と岩泉フォレストマーケティングで各1名、浜の駅おもと愛土館で2名が復興支援員として活動をしております。

復興支援員制度につきましては、制度要綱の中で「地域おこし活動の支援等」は令和7年度で措置を終了するとされておりますので、これに従事する方についての財政支援

は令和7年度で終了する予定となっております。

復興支援員の現在の役割についてであります。岩泉農業振興公社では、「畑わさび等栽培指導支援員」として基幹作物である畑わさびの種子採取から育苗、実証栽培などの生産支援を担い、生産拡大に向けて農家の下支えを行う貴重な役割を担っていることから、来年度以降も雇用を継続する予定と伺っているところであります。

株式会社岩泉フォレストマーケティングでは、「地域木材活用支援員」として地域木材等の販路拡大、ふるさと納税返礼品等の開発・販売、広葉樹のF S C森林認証による木材の高付加価値化、F S C森林認証の普及拡大と広域連携による流通調査などを行っております。

現在、F S C認証木材への注目度は高まってきており、当該支援員の活動は町が産出する木材等の価値を高め、世に送り出す重要な役割を担っております。このため、来年度以降は、岩泉フォレストマーケティングと協議を重ね、町からの業務委託等も含め、継続した活動ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

小本浜漁業協同組合では、「小本地域資源利活用施設運営支援員」として愛土館での地域コミュニティの活性化に係る活動、情報収集、情報発信を行っていただいているところであります。特に漁業振興における活動としましては、愛土館が「小本浜産」の魚介類等を販売できる唯一の場所でもあることから、地域水産物の販路拡大、ブランド化などのレベルアップを図り、地域漁業の中心となる活動の展開が期待をされておりますので、来年度以降は小本浜漁協で雇用の継続を予定していると、このように伺っているところであります。

次に、岩泉町未来づくりプランの更新についてであります。1点目の一極集中の是正を求める国への働きかけにつきましては、岩手県町村会が行う関係中央省庁への要望活動において、東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じることを要望書に盛り込むなど、都度、機会を捉えて国に対する働きかけを行っているところであります。

2点目の未来づくりプランのビジョンにつきましては、基本構想の計画期間が令和8年度まででありますことから、令和9年度を初年度とする新しい計画を策定する準備に取りかかっているところであります。その中で、本年度は町民の皆様を対象にまちづくりに関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施することとしており、現在詳

細を詰めているところであります。

次期新計画の策定につきましては、ご質問の柱に据えるべきビジョンなどについて、アンケート結果などを分析し、町民の皆様のニーズとこれまでのまちづくりの成果等を踏まえ、不易流行の考え方で令和8年度の策定に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 緊急時のラインでの情報発信について答弁がありました。メールでも緊急時の情報発信をしていますが、メールに対しても位置情報の添付の検討は可能なのでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員のほうからお話のありましたこの情報に地図情報、位置情報、こういったものを添付するというので、今試験的にというか、ラインのほうで鳥獣害被害の位置をちょっと出すような形で進めております。

今後は、こういったものが、今グーグルマップ使っているのですけれども、様々どういったことができるか、ライセンスの関係もあります、ちょっと研究をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 質問です。交流人口・観光振興の情報発信に関する質問です。

お盆の期間中、龍泉洞の来洞者は近年で一番多かったというふうに伺っております。龍泉洞の公式ホームページも非常に分かりやすく、魅力的な画面にリニューアルされておりまして、リンクも含めて町内の観光名所、季節のイベントなどが紹介されております。

しかし、園地の案内も含めまして、それがどこなのかは、ホームページ上では分かり得ないと。写真と、こういうことをやっていますという説明だけで、それがどこに行けば見られて、どこに行けば開催場所なのかということが分からないようになっております。せめて、先ほどもありましたが、それが地図情報なのか、位置情報なのかはありますけれども、見る方がここに行けばそれが見られるのだなという目安になる情報の提供が併

せて必要かと思いますが、担当課の認識を回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問の観光情報につきましては、ご指摘のとおり、お客様の視点に立った必要な情報の提供が大切というふうに認識してございます。現在の龍泉洞のホームページあるいは観光協会の公式ホームページ上でイベント情報あるいは観光施設の情報等を提供している状況でございますけれども、こちらの情報の提供の在り方については、ご指摘の位置情報も加えまして、お客様から見た見やすさのホームページの構成というものを少し見直しを図っていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

というのも、現在ホームページの保守については、外部に委託している状況にございまして、位置情報を添付する際には、場合によっては当方でできないというところも現状でございます。

一方で、インスタグラム等への位置情報の添付につきましては、グーグルのアカウントを当課で持っておりますので、位置情報を登録してインスタ上に登録するというようなことは可能でございますので、それについては随時対応していきたいというふうに思っております。

公式ホームページ上の位置情報につきましては、先ほどの観点で総合的に少し検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員。

○4番（千葉泰彦君） 要望です。龍泉洞に駐車場が4つあるわけですが、ホームページ上で第1駐車場から第3駐車場と新洞脇ということで写真と駐車場の名前があるのですが、それがどこなのかというのはやはりホームページ上で分からないのですね。一番最初にお客様が来るところは駐車場だと思いますので、そこがもっと平易に場所として確認できるような工夫を要望しておきます。

続けて質問をさせていただきます。先ほど経済観光交流課長からSNSでの情報発信の話がありましたが、シティプロモーションの領域ですかね、ふるさと納税の公式のSNSでも地域の魅力的な景色ですとか内容が発信されています。どこどこ地区でこういう花畑がありましたみたいなことを細々拾っていただいたりしているのですけれども、

そちらも同様に、町外の方が見ることに前提であれば、地名だけではやっぱりどこにあるのかが分からないのですね。そちらは政策推進課の管轄かと思いますが、シティプロモーションの領域での位置情報ですとか、地図情報の活用についての検討について認識をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 観光に限らず、岩泉町全体のシティプロモーションということになれば、例えば国内、それからインバウンドも今様々ありますので、そうするとやっぱりビジュアル的にどこと言っても分からないので、これはすぐに分かるような形というのは取り組むべきだと思っていますし、様々今、SNSもそうですし、ホームページ、いろいろ工夫しながらやっていますので、いろいろチャレンジしながらやっていきたいと思っています。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） ユーチューブで流れている景色についても、それ、どこから見られるのというのがあと分かりいいかなというふうに思います。四季折々の町内の景色を公式のユーチューブチャンネルで流しているのですけれども、そういったところへのご配慮もお願いします。

続けて質問です。防災マップは公開型GISとのことですが、現状の災害に関するもの以外の情報を搭載するとかという機能拡張の余地というのはあるのか、ないのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

今年度取り組んでおります防災マップのウェブ版ハザードマップというものを、防災マップの更新と併せ取り組んでおります。年度末完了を目指して進めております。

このウェブ版ハザードマップというものは、皆さんお持ちのスマートフォン上で防災マップが見られるというものでございます。これだけではなくて、例えば近くの雨量が分かる、雨量計の水量が分かるとか、近くの河川の監視カメラの状況が見られるというように、マップの中に様々なコンテンツを盛り込んで皆さんが情報を取り入れやすくする仕組みづくりに向けて今進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 防災に関連するものがそこで見えていけるようになるというふうに理解をしました。観光振興ですとか、交流人口に関する情報発信の際に、どのようにできるかということをお伺いしていきたいのですが、公開情報にするためには今使っているGISでは個人情報の制約があってできないということですが、例えば観光名所を発信するときにGISを活用して発信するといったようなことをできるようにするためには、何ていうのですかね、結構予算とか時間とかというものはかかるものなのですか。それとも、防災マップを流用するとか、何かそういったことで、今着手しているものの流用もしくは加工でいけるものなのでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、GISについては内部情報のみで、公開にはなっておりません。これについては、個人情報であったり公的な情報が盛り込まれていて、これは内部情報になっています。

今度、防災マップを作る際に公開型GISということで組み立てていますので、これはライセンス契約があれば、これは公開どんどんやっていけるような格好になります。

我々もここからちょっと考えていきたいのが、公開型にもいろんなコンサルとか様々な事業者さんからプレゼンは受けていますが、それにいろんな情報を盛り込みながら公開できるということですので、この経費についてはちょっとこれからの研究にはなりますが、それに見合った形でどんどん段階を踏みながら公開していくことはできるかなと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 質問です。観光ですとか防災の話をしましたけれども、例えば地域おこし協力隊でワサビをやりたい人が来ましたと。そのときに圃場と空き地・空き家バンクの掲載物件が同一の地図でもし提供できるのであれば、外から来た人も、自分が仕事場の候補になる場所と住まいの候補となる場所がこういう位置関係なのだという把握が早いのかなというふうに思ったりもするところです。

ただ、現状は多分別々に農林水産課に行ってワサビについてお伺いして、住まいにつ

いては地域整備課に行ってというふうになっているのかなというふうに思います。

以前町長から、地域おこし協力隊を100名にというふうなお話も聞いたような気がしますが、受入れ態勢の整備ですとか、運営効率を今後上げていこうというふうに思うと、そういった一元的な情報提供に対する工夫も必要かなというふうに思いますが、認識をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の空き家・空き地バンクもそうですし、様々外から来ていただく方々、この移住・定住に向けてとか、そういったところでこういったシステムをうまく整備することで、そういった可能性はどんどん出てきますので、まず我々が今やっているものをちょっと実証的に様々組み合わせてやって、あと先ほどもちょっとお話ししましたが、経費の面とかどのぐらいかかるかというのはこれからの研究課題にはなってきますが、そういったのも調べながらやっていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 質問です。個々案件ごとにデータ公開の可否について検討するというご答弁をいただきました。情報発信の種類と手段等を一覧で整理して、議会にも共有していただくことは可能でしょうか。個々がどう最適化されているのかということはもちろん重要ですが、情報発信全体感として全体最適になっているのかということも、できれば確認をしたいなというふうに思っているところです。整理共有の可否について認識を回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） これから様々な政策としてこちらのほうで研究もしてまいりますし、それについては議会のほうにも逐次、場合によってはご相談をしたり、そういった形で前に進めるような形を取ってまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 情報発信に関する要望を2点申し上げます。

1点目ですが、インターネットを活用した情報発信が広報活動上有効であるということとは疑いの余地はありませんけれども、しかし一方で、有効な広報活動とするためには、写真ですとか情報発信など、その人の感性や能力に依存するのかなというふうに見てい

ます。ラインのグループチャットのようにクローズであれば何を発信するのかは決まっているように思うのですが、シティプロモーションに類するようなもの、観光振興に類するようなもの、オープン型のSNS情報発信のどこまでを岩泉町役場の職員業務とするのかということも検討をお願いしたいと思っています。

せっかくの有効な手だてを規制するという意味ではなくて、人による内容のばらつきとか、出来不出来が非常に大きいというふうに思っているところですので、何か規定があってそのばらつきですとか、過負荷が避けられればなという趣旨ですので、併せてご留意をお願いします。

2点目の要望です。災害など緊急時、観光振興・経済振興・交流人口の拡大においてはGIS、もっと言うとQRコードの利活用を、繰り返しになりますが、一層の調査・研究と検討をお願いするという要望2点です。

続いて質問をします。復興支援員事業について質問です。ご答弁いただきましたとおり、それぞれの事業は町に欠くことのできないものというふうに私自身も認識しております。一方で、必ずしもそれぞれの事業者が盤石の経営体制ではないとも認識しているところです。

経営分析ですとか、診断事業計画立案など、事業者が必要とする範囲においてということだと思いますが、経営管理に関することについては、県の専門家派遣事業などを活用して専門家の知見を活用すべきと考えますが、担当課の認識をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 県のアドバイザー制度でございますけれども、今小本浜漁協さんと愛土館の経営の関係について、商工会を通じてアドバイザー事業のほうをお願いしているところで、これからの申請にはなりますけれども、今後専門家の知見を活用しながら、何を伸ばしていくか、あとはどのような形態を見直していったらいいのか、いろいろ愛土館の魅力というのは、先ほど町長の答弁もありましたけれども、小本浜という一つのブランドイメージを出せる唯一の場所でございますので、そういったところを伸ばしながら、復興支援の活動が有意義だったという形で終わらせていただきたいというふうに思っております。

それから、農業振興公社につきましては、県のアドバイザー制度を活用したほうがい

いのか、あとは別の方法がいいのかというのは、理事会の中でも若干話し合いをされておりますので、6月の全員協議会の中でお話ししましたけれども、経営状況はなかなかそんなにいい感じではないのは議員もご承知のとおりだと思います。そういったところを是正していくためにも、町のほうでもいろいろ公社と話をしながら、いろんな方法を考えていきたいなというふうに考えてございます。

フォレストマーケティングの関係につきましては、そのアドバイザー制度がというよりは、まずはその経営の部分の町の支援というか、委託している業務についてのもっと明確なやり方の委託だったりとか、木材の川上から川下までをつなぐのがフォレストマーケティングの役割だと思っておりますので、そういった部分をもっと明確に打ち出して、復興支援員の制度が終わっても地域おこし協力隊のほうでの報酬だったり、いろんな人的な面の支援等も考えながら、その辺は進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 要望です。ただいま名前が出た事業者ですね、三者三様の状況かなというふうに思いますが、適切にサポートしていただいているというふうに認識をしました。

要望といたしましては、役場というのはやはり万能ではないと思いますので、行政事務の範疇外の部分、特に企業経営ですとか、不得手なところは外部の専門家を積極的に活用してほしいということを要望しておきます。

一般的に企業で申し上げますと、マーケティング・開発・仕入れ・生産・加工・販売といった、そのどこに問題があるのかということだと思いますので、問題があった場合に解決可能か、不可能か、可能な場合はどうする、不可能な場合は別の手だてですね、例えば事業の土俵を変えとかということもひょっとしたら必要な場合があるのかもしれないですが、専門家の知見で客観的にどういう可能性、不可能性があるのかということを経段的に1つずつ明らかにして進めていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、未来づくりプランについて質問です。1点目、お答えいただきました一極集中についてですが、適宜働きかけが行われていると認識をいたしました。

2点目、ビジョンに関連して質問をします。しかるべきときを見据えて着々と進めて

いるという趣旨でご回答いただきましたが、しかるべきときがもう少し先だということなので、あえて議論を少しさせていただきたいというふうに思います。

何をビジョンの柱にすべきかですが、私自身は仕事を柱にすべきだというふうに考えています。なぜかと申し上げますと、例えば皆さんのお子さんですとかお孫さんが岩泉町に帰ってきたいとおっしゃったときに、仕事がないから帰ってくるなど言っているのだという話は割とよく聞くのかなというふうに思っているところです。人口減少が進むからこそ、その社会減の原因となっている仕事を柱に据えるべきかと考えますが、認識をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員ご指摘のありました仕事をつくっていくというのは、重要なことだと思っております。それこそ今、最重要という話でしたが、本当にこういうことが重要で、今後例えば人口減少対策、そういった中で若い人たちの定住を求めるといったときに、若い人たちのニーズが昔と今でまた違って、例えば若い人たちがどういった職業に就きたいかといえ、ゲームクリエイターであったりとか、ユーチューバーであったりとか、イラストレーター、プログラマー、様々なこういった10年前にはなかったニーズが今、若い人たちにはそういったニーズがあると。そうすれば、岩泉町で働く場所として1本ではなくていろんな選択肢があって、そういったものに挑戦できる、またそういったことが可能だというようなところをどんどんアピールすることが必要かなと思っております。そういった意味では、そういった仕事の一つの手段にはなりませんので、これは大変重要なことだと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員。

○4番（千葉泰彦君） 質問です。仕事、こういった仕事が今若者に望まれているというお話もございましたが、いろんな分類の仕方があろうかとは思いますが、仕事については労働集約型と知識集約型と分類することがあるようです。

現在町では、1次産業振興ですとか6次化を中心に、地域おこし協力隊も交えて何とか地域を守り立てようと取り組んでいると認識していますが、誘致企業も含めて岩泉町は労働集約型の仕事を中心に、知識集約型の仕事というのは選択肢が非常に少ないのかなというふうに思っています。

ゲームクリエイターとか言ったときに、どれぐらいの人がぴんとくる、こないというのはあるのですけれども、そういった仕事も知識集約型の仕事に入るだろうというふうに思っています。

従来の基幹産業に類するものが重要ではないということではありませんけれども、働く仕事の多様性を確保するために、知識集約型の仕事をいかにつくるかということも非常に重要なことというふうに思っていますが、その認識についてお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 先ほど、若い高校生とか中学生はそういった認識がだんだん増えてきているというお話で、例えですけれども、岩泉町では何が必要かとなったときに、誘致企業であった、例えば岩手アライさん、220人の従業員ですが、今半分が町外という状況になっています。あとは、外国人材の方々を連れてこない、なかなか手が回らないというような状況もございます。そういった企業も必要ですし、一方ではやっぱり1次産業で、ここに根を張ってそういったものをやっていくというの、これも必要です。

その中で若い人たちが求めるニーズ、こういったものをつくっていかねばならないということで、いろんな選択肢があると思います。それを一気にできるかどうか分かりませんが、先ほどの知識集約型、例えば研究施設であったり、様々あると思うのですけれども、そういったものも一方では必要、必要というか、そういったものもどんどん、どんどん模索してやっていかねばならないと思っておりますので、これは選択肢として選べるようなものがいろいろあるというのが必要なことという認識でございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 質問です。現在岩泉町では、コンサルに委託する事業もたくさんあるのかなというふうに思っているところです。そのこと自体は当然と思いますが、例えばです、ちょっとこれも話が飛躍するので、参考の議論ということになるかもしれませんが、コンサルに委託すること自体は至極当然と思いますが、知識集約型の仕事として地域にその受皿をつくるのが可能であれば、町内にお金が回っていくのかなというふうに思ったりもします。

これまでまちづくり会社ですとか、地域商社ですとか、ちょっと目鼻もはっきりしま

せんけれども、そういうものがあつたほうがいいのではないかと、世の中にそういうものがあるといったような議論がここでもなされてきたと思っておりますが、そういったまちづくり会社ですとか地域商社が知識集約型の仕事の受皿になる可能性を秘めているのかなというふうに思っておりますが、印象で結構ですが、所見をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 受皿として、町内でやはり仕事があればそれが一番よくて、ほかから引っ張ってきてというよりは、ここで立ち上がるとなれば経済が回りますので、そこには地域商社、そういうものは可能性はあるのではないかなと。我々のほうでも、お金を集めて経営ができるようなものとしては、例えばふるさと納税であるとか、そういったものをそういうところが受皿になってやると、これは例えばというところにはなりますが、そういった経営ができるような企業になり得るものであるし、そこには若い人たちも戻ってきて働ける可能性もあるかと思っておりますので、これはこれからの研究課題、模索していくところですが、そういったものも考えていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） こちらに関しては、引き続きの議論といえますか、意見交換、政策協議をお願いします。

質問です。未来づくりプランに関連し、K P Iについて質問します。現在の岩泉町未来づくりプランを拝読いたしますと、多くのK P I自体が事業化すれば達成できるといふような設定になっているような気がしています。本当にK P Iを使って改善、P D C Aを回して町を向上させようというのであれば、K P Iの設定数自体を減らして改善するための指標にしたほうがいいのではないかと感じていますが、いかがでしょうか。所見をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今度の全員協議会でも未来づくりプランのP D C Aでご説明する予定にはなっておりますが、今K P Iが120設けられています。こちらについては、これは私の考えですけれども、今度、令和9年度を初年度としての新しい総合計画、これを策定します。その中ではK P Iを見直しをかけていかなければならないかな

と思っています。この設定についての数字というのが、どういった目標で、そこにどういった形で政策的なものを打っていけばそれは達成できるかというところが、やはり今までこのK P Iが出てから、庁舎内でもいろんな模索をしながらやってきているわけですが、まだ熟度が足りなかったところももしかすればあるかもしれないので、今度の計画に関しては、そのK P Iも含め、役場内で相談をしてみたいと思っています。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 最後に要望です。2点あります。

先ほどのK P Iについてですけれども、これまでは、内容を見てみますと、町民に異常、変化があるかどうかを察知するようなK P Iの置き方になっていたのかなというふうに思っています。それはそれで非常に重要なことと思いますが、やはりその町を向上させていくといったときには、先ほどご答弁にもありましたとおり、打った手の効果が出ているかどうかということがはかれるものにしていただきたいというのが要望の1点です。

2点目は、デジタルも含めて、デジタル化ですとかということについて今回質問をさせていただきましたが、D Xを進めていただきたいというのが2点目です。これまで岩泉町では、証明書のコンビニ発行ですとか、電子マネーでの料金納付ですとか、町民向けのデジタル対応は多岐にわたって推進していただいている、それに伴って町民の利便性は劇的に改善されているのではないかなというふうに思っています。

一方で、庁舎内部の業務効率は、例えば支払い方法が増えれば増えた分だけ煩雑になっていくということは想像に難くないわけですが、先ほどの復興支援員事業の話もそうですが、役場が抱えなければいけない町政課題というのは、人口だけでなく職員も減る傾向にある中で、雪だるま式に増え続けているという状況かなというふうに思います。

今後行政の職員の負荷を改善して、町の持続可能性を確保するためにも、D Xを町長を先頭に、一層の調査研究の下、推進をお願いしたいということが2つ目の要望です。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） これで4番、千葉泰彦議員の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時46分）

令和7年第3回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和 7 年 8 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令和 7 年 9 月 5 日 午前10時00分				
	散 会	令和 7 年 9 月 5 日 午前11時38分				
出席及び欠席議員  出席12人 欠席 1人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	袈 地 照 夫	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三 田 地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	×	12	三 田 地 久 志	○
	6	小 松 ひ と み	○	13	八 重 樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	7 番	畠山昌典	8 番	畠山和英
	9 番	林崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原 克彦	局長補佐	石黒保幸
	主 任	川崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居 健一	副町長	三浦英二
	教 育 長	袈岩 千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤 哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木 規雄	危機管理課長	佐々木 章
	教育次長	小野寺 一徳		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和 7 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日) 午前 10 時 00 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

---

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、5番、佐藤安美議員から所用のため欠席する旨届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、畠山昌典議員。はい、どうぞ。

〔7番 畠山昌典君登壇〕

○7番（畠山昌典君） 7番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

1つ目に、役場職員の人材育成について伺います。近年、役場内で若年層の中途退職が増加していると認識しているのですが、これに対しての調査や対策が必要と考えます。今後において若年層職員の定着率を向上させるため、以下の考えをお聞かせください。

まず、現状把握として、近年においての中途退職者数とその理由についての調査等が行われているかお伺いします。

また、若年層の職員が抱える課題についてどのように捉え、職場として職員に対しどのようにフィードバックしているのか伺います。

そして、対策の現状について、現在において若年・中堅層職員の定着率を向上させるため実施している取組はあるのか。また、キャリアアップ支援、労働環境の改善、人間関係のサポート、待遇の見直しなどについての具体策が講じられているか、町長の所見を伺います。

さらに、職員が安定して働き続けられる環境づくりや、役場でのキャリアに魅力を感じるための取組としてどのような追加的な施策が有効と考えられるか。また、中途退職を防止するための具体的なステップとして今後予定している施策等あれば、併せて伺います。

次に、猛暑対策について伺います。昨今の異常気象により、猛暑の影響が深刻化しています。特に高齢者や子供、屋外で働く方々への影響も懸念されます。そこで、「クーリングシェルター」の開設について耳にしたところではありますが、設置基準・設置場所等についてお伺いいたします。

そのほかに、現在猛暑に対する取組としてどのような対策を講じているのか。また、今後さらに強化すべき点についての見解をお聞かせください。

また、学校施設内の猛暑対策について伺います。普通教室へのエアコン設置は早い段階で終了していると認識しておりますが、通常学級及び特別支援学級のエアコン設置は全教室に設置されているか、改めてお伺いをいたします。あわせて、音楽室、理科室、家庭科室などの特別教室へのエアコン設置状況、屋内運動場へのエアコン設置についても検討する必要があると思いますが、その状況についてお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、20代から30代の若手職員の退職者は、直近5年間で毎年5名ほどとなっております。主な退職理由といたしましては、結婚・出産等によるライフステージの変化に伴うものや、人生のステップアップとして新たな業種へ挑戦をするための退職が主な理由と伺っているところであります。

近年の若い方々の働き方に対する意識・価値観の変化によって、「安定」や「社会貢献」のみではなく「やりがい」あるいは「ワーク・ライフ・バランス」といった要素がキャリア選択の重要な基準となっており、転職へのイメージも時代とともに前向きに捉えられてきておりますので、各所属においては定期的に面談を行い、職員一人一人とのコミュニケーションを重視しているところであります。

定着率の向上に向けた取組につきましては、これまで若手職員の育成に当たっては、各課の様々な業務を経験させる「ジョブローテーション」を基本としておりますが、今後においては業務分野を特定するなど、本人が思い描くキャリアアップに結びつけられるような手法についても検討をしてみたいと考えております。

あわせて、職員のキャリアアップ支援の一環として、昇任等のステップアップに係るモデルケースを例示するなど、よりイメージしやすくなるような方策についても検討していきたいと、このように考えております。

人間関係のサポートといたしましては、「メンタルメンティー制度」を導入し、先輩職員から気軽にアドバイスを受け、相談できるような体制も構築をしているところでございます。

また、労働環境の改善や待遇の見直しにつきましては、人事院勧告に応じた給与の増改定を実施しているほか、夏季休暇の付与日数の増、年次休暇の取得単位の見直し、男性育休制度の充実など、ワーク・ライフ・バランスの向上につながる改善を行っているところであります。

魅力ある安定した職場の環境づくりといたしましては、業務の効率化・DX化はもちろんのこと、職員一人一人の成長、さらに業務担当グループのパフォーマンス向上には、職員育成の要となる管理職の能力向上も極めて重要であります。

このことから、新任の管理職に対しましては、昇任後すぐにマネジメントスキルをはじめとした管理職に必須の研修を実施しておりますが、働きやすい職場環境の実現が若手職員の育成、そして定着を図る上で極めて重要なことから、組織全体で人を育てる、そういう職場づくりにも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、クーリングシェルターについてであります。熱中症特別警戒情報が発表された際に、暑さをしのぐために開放する施設として、気候変動適応法に基づき指定することができるものとされているところであります。

この設置基準といたしましては、適当な冷房設備を有すること、住民その他の者に開放することができること、そしてまた必要かつ適切な空間を確保することの3点が法に規定をされているところであります。

設置の場所につきましては、役場本庁舎、岩泉町民会館、小川生活改善センター、大

川基幹集落センター、小本観光センター、安家支所、有芸生活改善センターの7か所となっております。

猛暑に対する取組につきましては、行政無線を活用した注意喚起を行うとともに、「ぴーちゃんねっと」や「LINE」を活用した注意喚起も実施をしているところであります。

また、本年7月には熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報の発表時における各課の役割分担を定め、当該情報が発表された際には迅速な注意喚起、そしてまた情報伝達等の対応が可能となるよう体制を構築したところでもあります。

今後におきましても、熱中症は後遺症や合併症など人体に重大な影響を及ぼす可能性がありますことから、関係機関や団体とも連携を図りながら、特にリスクの高い高齢者を中心に引き続き予防対策の周知を強化するとともに、クーリングシェルターの適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

なお、学校施設の猛暑対策につきましては、教育長から答弁を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 巖岩教育長、答弁。はい、どうぞ。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 学校施設での猛暑対策の実施状況についてであります。現在のエアコンの設置状況は、令和元年度に国の交付金事業を活用し、小学校4校、中学校3校の通常学級の普通教室、特別支援学級の教室に設置したほか、保健室、職員室、校長室につきましても同時期に設置しております。

また、特別教室のエアコン設置につきましては、令和6年度に各学校に対し要望調査を実施し、本年度、小学校1校1教室、中学校2校2教室にエアコンを設置したところであり、既に設置済みの1教室を含め、現在、各小中学校の特別教室64教室中4教室に設置済みであります。

しかしながら、依然として特別教室のエアコン設置率は低い状況であることから、国庫補助事業等による予算確保に努め、計画的に特別教室の良好な学習環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、屋内運動場へのエアコン設置につきましては、残念ながら現在設置している箇

所はありませんが、昨今の猛暑の状況を鑑みますと、教育活動はもとより、夏場の避難所運営などにも欠かせないものと認識しておりますので、国の交付金等の補助メニューを注視するとともに、低コストでの事業実施事例等の情報収集に努め、事業導入への研究を進めてまいります。

一方では、昨今の地球規模での温暖化、猛暑化、酷暑に対応し、全国的には8月いっぱいまで夏休みに設定している自治体が増えてきております。県内でも県南、県央では既に導入しており、宮古地域においても宮古市、山田町で実施している状況にあります。

暑い時期に校庭や体育館で体育の授業を実施し熱中症のリスクを高めるより、児童生徒にとって安全・安心な環境での授業が望ましいと考えており、これから各小中学校の校長先生方と熟議を通し、保護者の方のご意見も伺いながら方向性を定めてまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） 今回の質問に対して、非常に事細かく、しっかりと答弁いただいたと思っています。例えば職員の方々へのケアとか猛暑対策、このとおりに進めていただければいいのではないかというふうに思っておりますけれども、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、退職した職員への一定期間置いてのヒアリングというか、お話を聞くということとをちょっと提案させていただきますけれども、現在そういったことがまずは行われているかどうか、そこはいかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議員からお話がありました退職された方への面談なりお話を聞いているかというのは、現在は行ってございません。また、それぞれやはり遠くに行かれる方もいらっしゃいますので、そちらを役場として定期的にお会いするというのは取っておりません。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） 今回この質問をしたのは、例えば退職したときの聞き取りだとか、そういった理由というのはもちろん聞いているかとは思いますが、非常に繊細な問題

であると思いますので、退職した時点ではなかなか上司に対してとか、あるいは職場に対して言えなかったこと等もあるかもしれません。そういったことを一定期間、1年なり2年なりたったときに聞き取り、ヒアリングするということは、今後職場環境の改善について非常にヒントになるようなことになるかと思うのですが、その辺はいかがお考えですか。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） ご提言のありました件につきましては、町長から答弁申し上げておりましたが、退職の際には所属長がまず面談しまして、その後は総務課でも、我々も再三にわたり、何とか引き止めたいということで意思是伝えるのですが、やはりご本人の気持ちが固くて、岩泉町を離れていらっしゃるということでございます。ただ、その際には、現在の制度で去年から実施しておりますが、再チャレンジということで、ある程度役場で経験年数がある方、また再度、何年かたって岩泉町に戻ってきたいという方のために、そういった機会を今つくっております。ですので、面談の際にも、何年か外で経験しても、岩泉町は待っているよということをお話を伝えておりますので、ぜひ、幾らかでも岩泉のことを思って、また戻ってきていただければと思って、願っているところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） ありがとうございます。まさにそういったところを円滑にできるような状況をつくるということで提言いたしました。

例えば退職した当時はいろいろ夢や希望を持って転職するのでしょうかけれども、やっぱり一定期間たったときに今の現在の状況はどうか、あるいは例えばまた岩泉町のために仕事をしてもらえないかという、そういったプロセスが容易にできるような環境づくりというのが非常に大事だと思いますので、引き続きそういった活動をよろしくお願いをいたします。

そして、答弁の中でもありましたけれども、このジョブローテーションを基本としておるということで、ただ、業務分野を特定するなどの対策も必要というふうに答弁いただきました。もちろんそういったことは、今までも人事異動の際とか、いろいろお考えがあつての対策をしてきたと思いますけれども、今後さらにその業務内容とのマッチン

グだったりとか、その職員のですね、あとは人間関係、これもしっかりとしたマッチングをしなければ、やはり様々なストレスとか、あるいは病気になってしまうような状況を生むというふうに思っております。さらに、そういったマッチングを進化させるというか、深く掘り下げて、職員からヒアリングするということも必要になってくるかと思えますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） まず、我々のほうでも年に1回は、各職員から自己申告ということで、それぞれの異動希望と、どういった職をやりたいかというのを取ってございます。

本来であれば、本人の希望に添えるように何とか人事異動では行っていますが、なかなかやはり偏って来たり、そのとおりにはいかない。年度の人の動きによってはなかなかかなえられない部分が多いのではございますが、ただ希望が多い中で、大体通常は役場の職員という総合職、ゼネラリストということになりますが、できれば、今の若い方々はそういった専門的なスペシャリストを、何とか自分のスキルを上げてという考え方もございますので、その辺は何とかできればよいかと思っているのですが、大きい県なり、あるいは大きい市であれば、人数が多いところであれば、そういった部分で特化して異動できるのですが、なかなか小さい規模ですので難しいところがありますが、自己申告の際にはそちらの希望も幾らかそういった形では努めているところでございます。

また、そのマッチングのためにも、そういった自己申告書だけではなくて、現在人事評価というのをやっておりますして、年度の当初あるいは中間の9月、そして年明けの2月に最終の面談を各所属長と各職員で行って、現在の本人の気持ち等も聞く機会も設けてございますし、また随時、何かやはり困った職員の相談受付のほうは、総務課の人事担当でもいつでも受け付けられる体制は取っておりますので、そこで何とか本人たち、気持ちの部分の部分を少しでも理解していきながら進めていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） ありがとうございます。今までもそういったことは考慮に入れた上での職員配置等していると思っております。

ただ、先ほども申し上げたとおり、いろんな業務、人間関係とか、そういった非常に繊細な問題というのはなかなか難しいと思いますので、人事を担当している職員の方がそれこそストレスを感じたりとか、そういったことのないような環境づくりというものも必要になってくるかと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

そして、あと1つ、職員の皆さんの例えば特技だったりとかスキル、あるいは資格等を取って次のステップに行きたいというふうになりますと、例えば公務員という職は辞めて、次に行くというふうな形に現在はなっているかと思うのですけれども、例えばこの職員の副業に関しては、現在の規定はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 現在、全国的にも公務員も副業ができるような体制づくりという、民間でもかなり強化されておりますが、公務員でもそういった動きがございます。

町の役場でも、一応兼業は届出をすればできることにはなっておりますが、ただその部分も本当の主の業務があって、そこに支障を来さないことということで、短期間の例えばおうちのお手伝いとか、そういったものの届出は出ておりましたので、これからの動きの中でそういった必要性があれば、そちらは制度的なものでございますので、そちらを検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） ありがとうございます。例えば資格を取ると、その資格を使いたい、あるいは活用して副業をしたいと思う職員がこれからも、今現在もあるかと思うのですけれども、そういった職員が出てくると思います。そうなったときに、今課長おっしゃったとおりに、副業できるような環境づくりというのも、これも例えば転職させない、岩泉町の仕事をしてもらいながら、それこそワーク・ライフ・バランスですよね、違う仕事もしながら、そこからの収入を得られるというのも一つのこの働き方の改革だと思いますので、ぜひそういった環境整備の検討をよろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、今転職というものが駄目だというふうな感覚は私も持っていないです。ただ、やはりせっかく岩泉町のために仕事をしたいと思って入ってきた皆さんが、ストレスなく、しかも誇りに思えるような仕事の環境の整備というのは、これはもう大変大事だと思いますので、引き続きそういった環境整備のほうはよろしく願

いをいたします。

次に、猛暑対策のほうに移りますけれども、クーリングシェルの設置というのは非常にいいものだなというふうに思っていました。

この熱中症対策というのが非常に大事になってきている。この猛暑・酷暑というのがもう災害だというふうに言っている関係者の方々もいらっしゃいます。

そういったことを考えたときに、このクーリングシェルも拡大していったほうがいいかと思えます。そういったときに、民間への協力依頼だったりとか、そういった常時涼しい環境をつくっている場所に対してもお願いをしてクーリングシェルにするというふうな、そういったお考えはありませんでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員おっしゃるとおり、この猛暑といいますか、全国でも40度を超えるような状況になってきていますので、これは災害級のことでありますし、これが今後も続いていくのだろうと、そういう想定の中では、いろいろ我々も対応はしていかなければならないと思っています。

県内でも、イオンでありますとか、それからウエルシア薬局であるとか、そういったところもいろいろクーリングシェルとして協力しているような状況もございますので、我々のほうでも今公共施設をクーリングシェルとはしていますが、建設業界からも事務所を使えないとか、そういう申入れもあつたりしますので、今後そういったところも考慮に入れながら、検討を加えて設定してまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） それも進めていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、今、猛暑・酷暑災害級というふうな言葉もありました。答弁の中にも、特にリスクの高い高齢者を中心に引き続き予防対策の周知を強化するというふうに答弁をいただきました。まさに高齢者の方々が熱中症で大変な状況になるというのは、全国でもいろいろ報道されていったりします。そういったことを考えたときに、以前にも同僚議員からの質問があつたかと思うのですが、高齢者世帯に、まだエアコン設置されていないところに町として手を差し伸べるというふうな、そういった考え方あるいは検討がなさ

れているのかお伺いをいたします。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

高齢者に対するエアコンの設置ということでございます。今現在、具体的に高齢者世帯の方々から設置への補助というふうな声はあまりないのかなとは認識しております。実際高齢者の方々の世帯を訪問したり確認してみますと、残念なことではあるのですが、エアコンがあってもつけていなかったり、あるいはエアコンの使い方の認識というか、考え方の違いがあって、なかなかエアコンへの使用の考え方がちょっと違う方々という世帯があるかなとは思っておりました。

ただ、必要がある世帯あるいは設置している世帯も一定数はあると思っておりましたので、これから町民の福祉向上のためにどの程度必要性があって、高齢者の方々への設置を進めたらいいかというのは、トータル的なところで、引き続きその部分については検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） この問題というか、これも高齢者の方は温度の何か変化にちょっと疎くなっているがために熱中症になったということも事例としてあると思います。今課長おっしゃられたように、状況に応じてそういったアドバイスをすることとか、あるいはその環境の整備というのは、これは町民福祉の向上につながると思いますので、ぜひこれからもいろいろ聞き取りをしながら環境改善に努めていただきたいなというふうに思っております。

そして、あと学校のエアコン設置の件になりますけれども、特別教室への設置がまだ進んでいなくて、これから進めていくという答弁でした。

例えば閉校した学校の教室にあるエアコン設備があると思うのですけれども、それを移設するとかというふうな考え方はないのでしょうか。そのところを伺います。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長。はい、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

閉校しました校舎にもエアコンが設置されているところがございまして、答弁の中で

もお答えしております中でも、特別教室に設置しましたというこの台数につきましては、実際閉校した学校から移設したエアコンとなっております。

今後につきましても、閉校した校舎の普通教室あるいは職員室等にも十数台エアコンが残っておりますが、比較的小さい教室についているものが多い形になっておりますので、その能力等も設置したい教室との広さが合えばですけれども、移設等も今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

あと、答弁の中に体育館、屋内運動場への設置についても触れられています。教育活動はもとより、夏場の避難所運営などにも欠かせないものというふうな表現をしておりますので、ここでちょっと伺いますけれども、その指定避難場所へのエアコンの設置の状況はどうなっているか伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） 岩泉町の指定避難所のエアコン設置につきまして答弁いたします。

町内には51か所指定をしておりますが、そのうち20か所にエアコンがついております。住民の方が避難する場所というよりも、その施設の中にあるかないかという調査で39%という数値となっております。また、一時開設ということで、災害があった際に職員が出向いて開設するところが10か所ありますが、そこで見ますと、10か所中9か所にエアコンが設置されていると。加えて、今年7月の津波警報の際には4か所を小本地区で開設しておりますが、そのうち2か所、4か所中2か所のエアコン設置でありました。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） そうすると、例えば学校の体育館が避難所になっている場合、答弁でも体育館には今ついていないわけですし、例えばエアコンを設置してある教室等への避難というのは、それは柔軟に対応できるものなのかどうか、その辺を伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） 今回の事例でお話ししますと、小本小中学校も今回の

津波警報で避難所となったわけですけれども、基本2階以上が小本小中学校は指定されておりますので、体育館ではなく、校舎の2階以上、2階、3階に上がっていただいて、エアコンがあるところに避難をしていただいたところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） 避難所の設置率が39%ということでした。全ての施設に必ず早くつけなさいという話ではないかとは思いますが。ただ、やはり猛暑・酷暑の中で避難しなければならない状況になったときは、そういった形で臨機応変に柔軟な対応をしなければならないと思いますので、その辺もぜひよろしく願いをいたします。

最後となりますけれども、夏休みを全国的に8月いっぱいにするというのはいろいろ報道でもされております。この猛暑・酷暑というのは、先ほども申しましたとおり、もう災害であるというふうな捉え方をして、町でも様々な……昨日は農作物の関係についても質問がありました。今までの経験値ではないような暑さというのがこれからずっと続くものであるというふうに認識していますので、ぜひその辺のところも、町民の健康だったりとか、あるいは経済活動もそうですけれども、しっかりと確保するような形をこれから対応しなければならないと思いますので、お願いをいたしまして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） これで7番、畠山昌典議員の質問を終わります。

次に、6番、小松ひとみ議員。はい、どうぞ。

〔6番 小松ひとみ君登壇〕

○6番（小松ひとみ君） 6番、小松ひとみです。このたび、久しぶりにこの場に立たせていただくことになりました。

皆さんと一緒に年は重ねてまいりましたが、好奇心を持って前向きに進む姿勢は変わりなく、健康体でおりましたので、改めて「そもそもどういうことか、何が最善か」と強く考え、行動してまいりたいと思っております。

まず初めに、「職員体制」についてお伺いいたします。一般町民としての立場から、この役場を見上げ、向き合っただけ感じた大きなことは、「職員の顔が見えない」ということでした。名前を呼んで聞きたいにも誰なのか、頼りになる名前も顔も分かりません。もっと個々にアピールしてほしいと思うのは無理なのでしょうか。

台風災害から復旧工事完了まで、職員のご労苦は並大抵なことではなかったと思います。心から敬意を表するとともに、来る令和8年に町制70周年を迎える今、住民とともに心新たに「希望にあふれる岩泉」のかじを取る職員の大いなる意欲と分かりやすい体制を望みます。それには女性職員の幹部登用も期待しています。そのお考えはないか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、「高齢者福祉」についてお伺いいたします。6月の議会定例会で、私は「訪問介護報酬の減額の見直し」について請願を読み上げました。何と訪問介護事業の撤退が各所で進み、町内では岩泉町社会福祉協議会のみになったと伺いました。

高齢化が急速に進み、果たしてどう生活を維持していけるか、現実問題になっていきます。訪問介護員（ヘルパーさん）の助けがあってこそ生きていられると、心からの感謝を聞きます。この命をつなげるためには、岩泉町社会福祉協議会の取組を止めてはなりません。この現状をどう評価するか、町長のご所見をお伺いいたします。

そしてまた、これからも岩泉町社会福祉協議会との良好な関係性と支援を続け、高齢者福祉サービスの安定的な提供と質の向上に取り組むべきと考えますが、町長のご所見をお伺いします。また、そのための具体的な施策があればお答えください。

最後に、「町民活力への支援について」お伺いいたします。昨年度、岩泉地域振興協議会では岩泉の未来を語る会を5回開催し、多くの提案や意見を集めました。岩泉の宝物は数限りなくあり、改めて自分たちが気づくことで岩泉の魅力発信はたやすいことだと、希望と笑顔があふれました。

また、令和7年度の「町民アイデア実践支援事業」も例年より多い10組もの申請があったと聞きます。町民自らが希望にあふれた意見を持ち、まちづくりに向き合う活力には大いに支援すべきことだと思いますが、どのような支援策で応援しているのか、またその成果をどのように町政に生かしていくお考えか、町長のご所見をお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、小松ひとみ議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、役場の職員体制についてであります。行政は多くの町民の方々とじかに接

しながら業務を進めていくものであり、町民の皆様との信頼関係を築いていくことが極めて重要であります。

そのためにも、町民の皆様の気持ちを適切に酌み取れるコミュニケーション能力の向上が大変重要である、そのように思っているところであります。そのために、職員による積極的な声かけによって町民の皆様が何を求めているかを的確に捉え、課題解決に向けて前向きに取り組むことが、いわゆる顔の見える信頼関係の構築につながるものと、このように考えております。

今後におきましても、職員一人一人が誠意を持った対応をしていくことを基本的な心構えとして、改めて組織内で共通の認識に立ち、行政運営を進めてまいりたいと、このように考えておるところであります。

次に、合併70周年を契機とした組織体制づくりについてであります。本町は、令和8年度に合併70周年、また平成28年台風第10号豪雨災害から10年の節目の年を迎えます。さらには、新たな総合計画の策定年度にもなりますことから、常に時代に即した最適な組織となるような施策や事業を見極めつつ、組織の再編についても取り組んでいく必要があると、このようにも考えております。

女性職員の幹部の登用につきましては、能力や業績に基づく公平・平等な選考によって昇任・昇格を行ってきたところであります。

本年4月1日現在の男女別の職員の数は、183人中、男性119人、女性64人で、女性の割合は約35%になっており、行政職のうち室長級以上における女性職員の人数は15人、率にして約20%になっております。

また、女性職員のキャリア形成を支える環境づくりにも注力をしており、室長級以上の女性職員を対象とした外部の研修の受講などにも積極的に取り組んできたところであります。

今後におきましても、男女を問わず、個々の職員が持てる能力を最大限発揮できるような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉についてであります。介護保険制度開始時からの訪問介護事業は、岩泉町社会福祉協議会のみスタートであったわけではありますが、その後、町内の民間事業所の参入があったものの、経営難などにより撤退をし、令和6年10月から再び社会

福祉協議会のみとなっております。

訪問介護事業の報酬は、令和6年度の介護報酬改定によって減額され、全国的にも経営に支障を来していることから、本町でも全国過疎地域連盟を通じて、国に対し介護報酬の適切な見直しについて要望をしてきたところでもあります。

町内における介護サービスは、特別養護老人ホーム及び老人保健施設があり、比較的施設サービスを利用しやすい状況にはありますが、本町の地理的条件から、特に訪問介護事業は効率が悪く、採算が合わない、そういう現状にもあると、このようにも認識をしているところであります。

一方、在宅介護を行う上で訪問介護事業は欠かすことのできないサービスでありますので、町内唯一のサービス事業者である社会福祉協議会の存在は、本町の介護事業の土台として地域包括ケアシステムの構築に大きく寄与をしているものと、このようにも認識をしております。

介護保険事業は、現代社会のインフラの一つとして捉えられておるところから、町民の皆様が抱える将来の不安を解消し、安心感を与える体制づくりこそ、高齢者福祉サービスの真の取組であると、このようにも考えております。

今後におきましても、社会福祉協議会と両輪となり、安定的な介護サービスの提供と質の向上に努めていくため、地域内の介護資源を大切にし、介護を支える側に必要不可欠な人材の確保などに対する支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、町民活力への支援についてであります。町では、町民アイデア実践支援事業において、令和2年度から6年度までの5か年間で20件の事業を支援してまいりました。

本年度の町民アイデア実践支援事業の提案会におきましては、例年5件程度の申請だったものが倍の10件の申請があり、町民の皆様のまちづくりへの意識の高まりを私も強く感じたところであります。

また、本年度は地域経済循環創造事業、いわゆるローカル10,000プロジェクトとして「地域で捕獲された野生動物を活用したジビエ事業」への支援も決定をしたところであります。このローカル10,000プロジェクトにつきましては、民間事業者、国、そしてまた地方自治体が一体となって、地域資源を生かして富を生み出していこうとする事業であります。地域課題へ対応することが事業採択の条件でもありますので、本事業が実施

されることで町の施策の推進につながるものと、このようにも期待をしておるところであります。

今後におきましても、これらの支援を通じまして地域課題の解決に対する取組を盛り上げてまいりますとともに、支援事業の成果についても横への展開や各地域での取組にも生かしていけるよう、さらに充実を図っていければいいなど、このようにも考えているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） ありがとうございます。町民と信頼関係を築いていくということは、職員一人一人が誠意を持った対応をし、行政運営を進めるとのことですが、無論、親切な対応はとても評価しております。私の表現の仕方が拙くて、伝わるかどうか分からなかったのですが、その顔が見える付き合いをしたいということは、相對して、もう少し一歩向き合って、役場の人ではなく、何々何ですよという名前で、職員の名前をアピールしてほしいのです。

例えば役場に行って相談してきたという話を聞いて、何か名乗って、保健だか何だかとかと言って、職員の名前、どなたにと言うと分からないという人が、ほかの人に聞いても、誰にと言ったときに分からないという返答が多かったので、皆さんはご自分の名前をアピールしていないのかなと思って、私がさっき質問したとおり、誰に聞いたらいいか分からないという、そういうことがあったので、皆さんの日頃のアピールの仕方がそういうことなのかな、その名前を出さないということなのかな、そこをちょっとお聞きしたいです。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 現在ちょうど時代の流れで、一時期公務員も行政サービスといいますか、皆さん、お客様に対して丁寧にとということで、電話等の対応でも名前を申し上げます。例えば私であれば、総務課の三上でございますということで、電話等も応答してございます。

ただ、今現在、どちらかというと、カスタマーハラスメントとか、そういうのがあって、中には、ほかの市町村では、もう名前を出さないところも出てきてはいるのですが、

現在岩泉町ではお客様もそれほど、そんなカスタマーハラスメント等に当たる方いらっしゃいませんので、今でも電話等でも名前を出していますし、恐らく……私もちよっと認識ありませんが、窓口でも多分、担当も名前を話しながら説明はしているかと思しますので……ぜひ議員からお話しいただきました部分、ご提言も、我々もそういったお声もあるということで、さらにまた実践していければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） 分かりました。ありがとうございます。

女性職員の幹部登用について伺って見ましたが、女性議員としても、女性議員、本来なら正直3人は欲しいところでございます。でも、女たちはみんな忙しいのだという私自身の思い込みもありまして、何人かに声をかけて、ああ、そうなのだという、同じ忙しいというので片づけていたのも、やっぱり自分でも、我ながらジェンダーバイアス、男性が仕事、女性は家庭という昔ながらの思い込みもあったのだなとちょっと反省しつつ、先日町のホームページを見ましたら、職員の給与と定員等の管理等を公表していました。男性、女性の給与、同じではないのですね、知りませんでした。2016年に調べましたら、女性活躍推進法ができてから、全職員男女給与の差異、違いの公表、あと2025年6月には女性管理職比率の情報公表が義務化されたとか、それで先ほどの答弁にも何%という明確な答えをいただきましたが、やはり少子高齢化や多様化する社会情勢に対応できる活力ある仕事、社会の実現は、女性がもっと手を挙げることだと思います。議員として行政と町民のつながりを強くするだけではなく、私はこれから女性たちの参画や奮起を促す役割が強く必要だなと感じております。

次に、高齢者福祉についてです。昨日4日の岩手日報でも報じていましたが、社会福祉施設の関係6団体が、福祉経営支援策を国に働きかけるように、緊急に合同要望を県に提出したということです。

岩手県、この過疎地域で、都会との違いから考えられる交通の移動手段等を予算化してしかるべきだと思います。町としても一緒になって、社会福祉協議会も一緒になって、最善策をぜひとも早急に講じられるよう注視していきたいものです。このところはよろしくをお願いします。

あと、町民活力への支援についてお聞きします。この保健についてはよろしいでしょうか。高齢者福祉について一言いいですか、すみません。

○議長（八重樫龍介君） 何ですか。答弁を……

○6番（小松ひとみ君） 町としての答弁として、決意を、考えを。

○議長（八重樫龍介君） ちょっと具体的に何をお伺いしたいのかを、その福祉の何をお伺いしたいのかをお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 町長、答弁。

○町長（中居健一君） まさに小松議員のただいまの質問の趣旨については、私も同感、全くそのように思っているところであります。この岩泉町は広大な面積、広い中で、特にも訪問介護は非常に効率が悪い。1日で1軒か2軒しか回らないというようなことで、そういう中で国が、先ほど申し上げましたとおり、訪問介護の介護報酬を二、三%下げたわけであります。職員、マンパワーについては若干報酬が上がったということで、非常にこれは地方にとってはゆゆしき事態であるということで、先ほど申し上げたとおり、いろんな団体を通じて今、やはりそれでは地方は大変ですよと。まさに高齢者の皆さんのサービスが低下するようなことがあってならないということで、実は先般も東京で岩手県選出の国会議員の皆さんともいろいろ意見交換なり、そういう場もありました。私もその場で、岩手の実態、地方の実態はこうですよと。東京のほうは、確かに集合住宅なんかもあるのですよね、ヘルパーさんが回る効率もいいのです。一日に5軒、10軒回れるというような実態もあるわけですから、中央のほうは意外とそれなりの収益が上がっている。ところが、地方、軒並み、私が去年までで調べた数字で、全国で700事業所ぐらいが訪問介護をやめている。これ、本当に、明日は私も我が身でありますから、そういうサービスを受けたいというときに、これは本当に大変な状況だということで、これからも強く国に訴えながら、やはり基本は国庫負担率をきっちり上げると。これは、介護保険なんかもそうありますが、そういう中で全体のバランスを取ってもらわないと、地方はますます大変な状況になると。

これは、私もこれからもっともっと力を入れながら、こういう地方の状況の中で、訪問ヘルパーさんが来ていただくことを大変心強く思っている皆さんがいっぱいおられるわけですから、これについては私もこれからもいろんな場所、場所で、これは訴えてま

いりたい、そんな思いでございます。

ぜひ、そういう部分では今、社会福祉協議会が1事業所だけありますから、やはりこれは社協さんに対しても、率直にお互いに意見交換をしながら、その赤字の部分あれば、事業経営とすれば成り立たない部分があるので、そこを行政がどういう形の中でサポートできるかということについては、これは前向きに検討しながら、社協さんが一生懸命頑張っていただけのような、そういう環境についてはこれから積極的に検討もしてまいりたいと、そんな思いでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） ありがとうございます。本当に今、町の答弁を見直したら、全国過疎地域連盟を通じてもうアクションを起こしているということを知りました。こういう連盟もあったんですね。ぜひとも力強く、このヘルパーさんの働きが続けられるように願っております。注視してまいります。ありがとうございます。

町民活力への支援についてお聞きします。よろしいですか。町の答弁では、町民のまちづくりの意識の高まりを感じているとおっしゃいましたが、今急に高まっているわけではなく、日頃岩泉愛を持っている町民が20万円上限支援事業に10組手を挙げただけです。もっともっとこんなことができればいいねと日々、皆さんの話の中でもいろんなことが話題になります。まだまだ町の宝、たくさんあります。郷土食のつながりとかクラフト作品やおもてなしのアイデアと、もっともっと大きな力がありますので、形を変えているいろんな支援策の企画を望むところです。

今できること、したいことは、来年、再来年、いつかはできません。本当に今だと思っております。どうぞ新しいその仕組みをつくってほしいところでございます。これから毎回、これについてはもっと意見を集めて、ぜひ新しいことを実現するように伝えてまいりたいと思います。

ここからの意見をこれで終わります。よろしく願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 小松議員、答弁はよろしいですか。

○6番（小松ひとみ君） はい。

○議長（八重樫龍介君） 意見で。

○6番（小松ひとみ君） はい。

○議長（八重樫龍介君） 再質問は。

○6番（小松ひとみ君） これで終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで6番、小松ひとみ議員の質問を終わります。

次に、8番、畠山和英議員。はい、どうぞ。

〔8番 畠山和英君登壇〕

○8番（畠山和英君） 8番、畠山和英です。令和7年第3回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営に臨む町長の所信について一般質問を行います。

本日、岩手日報の新聞紙上1面に、「中居岩泉町長が勇退へ」の記事が載りました。中居町長は、次期町長選に出馬せず、2期目の今限りで勇退する意向を固めたということとあります。進退は町議会9月定例会の一般質問で表明すると述べておりますので、一般質問で中居町長の3期目の出馬について通告をしておりますので、これで質問、確認をさせていただきます。

今、町民にとりまして、次の町長選挙はどうなるか、町長はどのようなになるのかが町政の大きな関心事です。

中居町長は、平成29年末、伊達前町長が任期満了前に辞職し、いかにして台風禍を乗り越え町の復旧・復興を図っていくかという大義の下、当時の中居副町長が町長候補に擁立され、平成30年1月の岩泉町長選挙で無競争で誕生をしました。

また、中居町長は、未曾有の台風災害からの復旧・復興、防災・減災体制の強化など、最優先課題である「町災害復興まちづくり計画」を成し遂げるとともに、令和8年度までを目標期間とする町総合計画「未来づくりプラン」の着実な推進に総合的に取り組むなど、行政手腕が高く評価され、4年後も無投票で再選をいたしました。

中居町長はこの間、災禍からの復旧復興という町政史上最大の危機や、続くコロナ禍、物価高など大きな試練を適時適切に対応、対策で乗り越え、町民や企業、事業所の経営者らを牽引してきました。

町長就任以来、「町民に寄り添った町政推進」をまちづくりの基本姿勢として取り組み、令和2年度に町民らとともに策定した町総合計画に掲げる6つの重点施策「魅力ある居住環境の整備」、「関係人口の拡大」、「産業の強化による働く環境の充実」などなど、総

合計画に沿ってまちづくりを推進しています。

来年度は、町村合併70周年の節目の年を迎えます。これを機になお一層持続可能なまちづくりに向けて邁進し、飛躍を実現できるまちを共につくり上げたいものであります。

中居町長は、町の未来をつくり出す大きな目標を達成し、災害復興からその先を見据えて、産業振興、町の振興・発展につなげていかなければなりません。町総合計画の将来像「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、花を咲かせなければならぬと考えます。

中居町長の2期目任期も残すところ4か月余りとなりました。改めて町長選出馬へのお気持ちを聞かせください。町長3期目の出馬意思についてご所見を伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） まずもって、答弁の前に、今一般質問の中で、私の2期8年について、私が取り組んできたことについて、非常に高い評価をいただいたということに対して、改めて感謝を申し上げたいと、このように思っております。

それでは、8番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、私の町長としての1期目のスタートは平成30年1月28日でありました。当時を振り返りますと、あの台風災害からの復旧・復興のさなか、町政が一時混乱する状況の中での出馬でもあったわけであります。町は、平成23年3月11日の東日本大震災津波による大災害から何とか復旧・復興にめどが付き、町村合併60周年をお祝いしようとした矢先の平成28年8月30日、台風第10号豪雨災害によって、町全域がかつて経験したことのないような未曾有の大災害に見舞われたわけであります。

当時のあの無残な光景が今でも思い出され、胸が締めつけられるような気持ちになるわけでありますが、このような悲惨な状況の中、正直、これから先、本当に町の復旧・復興が果たせるのか、私も苦悶の繰り返しの日々でもあったわけであります。

しかし、町のため、町民のため、そしてまた災害前の私たちの郷土・岩泉町を取り戻すため、全身全霊で町政の先頭に立ち、かじ取りをする決意と覚悟を持って、これまで挑戦をしてきたところであります。

そのような中、令和4年1月には、引き続き台風災害からの復旧・復興を果たすべく、町民の皆様のご信任を賜り、まさに退路を断つ覚悟の上で2期目のスタートを切ったわけであります。

私の気持ちの中心にありましたのは、これまでの大災害からの復旧・復興を成し遂げる、そして町民の皆様の安全・安心な暮らしと町の緑豊かな自然を取り戻したい、そういう一心で頑張ってきたつもりであります。

あれから9年が経過をし、この秋には小本川、清水川の河川改修も完了する予定と伺っているところであります。台風災害の町の単独の事業についても、職員の協力をもらいながらスピード感を持って進めてきたわけであります。

最後に残った大きいものは、本年4月の「ふれあいらんど岩泉」のリニューアルオープンでありました。これも何とか完了したということであるわけであります。

加えて、防災・減災の観点から、私は就任当時「危機管理課」を設置し、町民の皆様のご協力を賜りながら200名を超える防災士の育成、そしてまた防災協議会の設立などにも取り組んできたところであります。

この2期8年の中には、災害からの復旧・復興を進めながらも、一方では町の大きな課題もあるわけであります。子育ての支援や町民の皆様の健康、医療、福祉、介護分野への支援なども併せて進めながら、さらには岩泉高等学校の存続、そしてまた済生会病院の充実、さらにはあの大災害から学んできたわけでありますが、道路の重要性、特に国道455号、340号をはじめとする岩泉町に大きな県道があるわけでありますが、これらのネットワークの整備についても最大の力を傾注して取り組んできたわけであります。

また、人口減少、様々な課題の中でも定住のための宅地造成や分譲、定住住宅などの整備、さらには地域おこし協力隊による移住対策、ふるさと納税の拡充、さらには地域新電力会社の設立の準備や再生可能エネルギーの促進などを進め、あらゆる分野においてまさに持続可能なまちづくりに取り組んで、これを進めていきたいと、そういう思いでも来たわけであります。

特にも6次産業化の要である「岩泉ホールディングス」につきましても、今は厳しい経営状況を脱出し、安定的な経営環境も整いつつあるわけであります。

以上、るる申し上げましたが、私は2期8年間で町議会並びに町民の皆様のご支援と

ご協力を賜りながら、この災害で荒れ果てた広大な岩泉の大地を耕し、新たな種をまく、そういう……手前みそではありますが、環境を整えることができた、このように思ってもいるところであります。

したがいまして、退路を断ち、2期8年で復旧・復興を成し遂げるとの強い思いが実現できた今、町長としての役目をここで一区切りとさせていただき、町民の皆様とともに耕してきたこの広大な大地は、新たなリーダーによって様々な種をまいていただき、そしてその花が開くようにバトンタッチをして、新たな発想の下で持続可能なまちづくりに挑戦をしていただきたい、そう思っているところであります。

私も令和8年1月27日まで任期がまだ残っておりますので、最後の最後まで町議会をはじめ町民の皆様と力を合わせて町政推進に取り組んでまいりますので、なお一層の皆様のご支援・ご協力を賜りながら 任期満了まで頑張ってまいりたいと、こういう思いでの決意でございますので、何とぞ町議会におかれましては深いご理解を賜りますよう心からお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本当に誠にありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、再質問ありませんか。はい、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 再質問ではないです。今、最後に町長がもうご挨拶になりました。でありますので……ご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。本当にこの2期8年、私どもを引っ張って行って、この町に全力尽くしてやっていただきました。

中居町長は、熟慮の上での勇退との意思と感じたわけでありませぬけれども、今、首長、政治家として、この町のリーダーとして2期8年、力がすごぐついたところなのですね、県下の首長さんを見ていまして、その中でもずば抜けていると。そうした中で、もう少しこのキャリアを、政治力を、この町の振興発展に、町民のために、できればもう一期ぐらい継続してやってもらえればよかったなと思っていたのです。今お話ありましたけれども……であります。

それで、あとまだ残る任期もあるわけでありませぬので、しっかりお願いをするわけでありませぬ、まだ次の議会もありませんので、そこでは町長のこれまでの取組についてまた触れさせていただきます。

さて、次のステージなのですが、今ここでこれは触れられないのかもしれないかもしれませぬけれ

ども、中居町長に代わる新しい町長のトップを、これをどうするかということが出てくるわけでありますが、これは次の機会かな。私ども議員も、町政の一端に携わっている者としまして、町の経営をしっかりできる人とか、そういう人等をやっていかなければならないかなというのは感じました。

すみません。そういうことで、ちょっと最後水差してはまずいのでここでやめますが、1つだけ最後に、この前久々で県知事要望に同席させていただきました。知事と対峙してやっぱりこの要望してやるという、これは簡単にはいかないなと思ってもおりますし、堂々とやって、町とか町民のために、けんかまではいきませんが、対峙してやるという、そういうことも見ました。でありますので、やっぱり次はそういう人を、もう町長は今お話ありましたので、勇退するということでもありますので、今度はそれのできる人を我々は選んでいかなければならないかなと思っております。ちょっとこれは余分だったかな。ということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） これで、8番、畠山和英議員の質問を終わります。

次に、9番、林崎竟次郎議員。はい、どうぞ。

〔9番 林崎竟次郎君登壇〕

○9番（林崎竟次郎君） 9番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

2016年台風10号豪雨災害から9年が経過しました。ここに、改めて犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

2011年3月11日、東日本大震災が本町を襲いました。その復旧・復興の途上での2016年台風10号豪雨災害の発災です。その被害は、関連死を含む死者26人、住家被害985戸などを含む甚大なものでした。中居町長は、2018年1月、台風10号豪雨災害からの復旧と復興の推進を重点公約に、そして「ふるさと岩泉」が町民にとり希望の光を持って心豊かに暮らせるまちであり続けるよう決意し、町長に就任しました。

町長就任後は、台風からの復旧・復興に加えて、2019年12月から2023年5月までのコロナ禍への対処、そして現在進行中のとどまる気配のない物価高騰対策など、中居カラーを存分に出せない中で進んできました。

ここに来て、施政方針で掲げた「産業の振興と地域経済の活性化」、「健康・福祉・医療対策の強化」、「安心・安全な暮らしの環境づくり」、「子育て支援と教育環境の充実」を4つの柱とし、「持続可能なまちづくりの創造」を目指して施策を積極的に進めています。

その中から、本町の「持続可能な発展と環境への配慮を両立させたまちづくり」、地域新電力について質問します。8月18日、地域新電力に関する勉強会が政策推進課主催で開催されました。初めて名称も出てきました。いろいろ説明を受け、勉強しました。今回は、これまで一般質問などで取り上げた2点について質問します。

1点目ですが、設立を目指している地域新電力会社の名称について、勉強会では(仮称)「いわいずみエネルギー」と示されました。需給管理等・運営が「陸前高田しみんエネルギー」です。私は、(仮称)「いわいずみ町民エネルギー」を推薦します。なぜかという、「地域新電力会社」の成否の鍵の一つは、町民が一致結束して「地域新電力会社」の電気を使ってくれるところまで持っていけるかどうかです。町民もほかの電気よりも安く買えるから応援します。町民とともに進めていきましょう。

2点目ですが、地域新電力の仕組みの第3ステップに当たる町内の再生可能エネルギーの問題です。その中で、住宅の屋根等に設置している太陽光発電ですが、発電した電気を自家消費しているわけですが、余剰電力が生じます。これを「地域新電力会社」に売ってもらうというスタイルをつくる。町民にとってほかよりも高く買ってもらえるから歓迎します。

そこで質問です。これまでも数回一般質問してきましたが、住宅等に設置する太陽光発電設備の補助の問題です。財源を見つけ出し、制度をつくり、その気のある町民は制度を利用して太陽光発電を設置し、余剰電力を「地域新電力会社」に売る。こういうスタイルを提案します。

まさに、「地域新電力」は本町の4つの柱の施策を支える大黒柱と考えます。中居町長には、まちづくりの新しい挑戦である地域新電力事業をスタートさせ、「中居流」のリーダーシップで進めていただきたいと思います。

この新たな事業に取り組みながらも、少子高齢化という困難な課題にも真正面から向き合い、強い信念で町を導いていくことを期待しています。

以上、1点目と2点目の町長の所見を伺います。

本席からの質問は以上です。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 9番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域新電力の名称についてであります。現在、地域新電力の設立に向け、理解を深めていただくために町議会の皆様や職員を対象とした勉強会を開催しております。また、今後におきましても、町民の皆様や町内事業者の方々を対象に説明会の開催も予定をしているところであります。

その中で、出資候補となる事業者がある程度絞られてきた段階で地域新電力設立準備会を立ち上げ、その準備会において、ただいま議員ご提言の名称も含めて事業の検討を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、余剰電力の買取りについてであります。地域新電力の経営安定のためには、町内の再生可能エネルギーから発電された電力を有効に活用することが極めて重要であります。

議員ご提案の余剰電力を地域新電力が買い取る取組につきましても、エネルギーの地消地産や地域内経済循環にこれは寄与するものと、私はそのように考えているところであります。

このため、太陽光発電設備の補助制度につきましては、新たに設立される地域新電力会社を核として、国の補助制度等の活用も視野に入れながら検討をしてまいりたいと、このように考えております。

今後におきましても、町民の皆様をはじめ議会や事業者の皆様との合意形成を丁寧に進めながら、地域新電力の設立に向けて着実に準備を進め、地域新電力会社がまさに地域経済やまちづくりの柱となるように取り組んでいきたいと、このように考えているところでございますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 9番、林崎竟次郎議員、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 一般質問の順番に従って質問していきます。

まず初めに、地域新電力の名称の問題ですが、私が質問の中で述べたのは、その名称が「いわいずみエネルギー」と述べました。これは勉強会で示された名前を付度して、そういうふうに「いわいずみエネルギー」と述べたのですが、私は、本来は「いわいずみ町民電力」と、そういうふうに私の中では名前をつけて呼んでいるのですが、それは一般質問の中でも述べたように、これを支えるのはやっぱり町民一人一人、成功させるためには全員が取り組んでいくということで、「町民」という言葉は欠かせないなと考えています。

東北議長会でも、新電力の関係で五島市民電力を視察研修する計画、済んだのかな、済んでいないのかな、東北議長会で五島市民電力を視察研修するという話を聞いています。こういう市民とか町民というのはどうしても欠かせないと考えます。この点についてはどう考えますか。お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 結論から申し上げますと、会社名称は全く決まっておられません。白紙の状態です。研修会では、仮称という形で出させていただいております。今の議員のご提案、これも承りましたが、今後事業説明、それから町民の皆さん、事業者、こういったものを進めていながら準備会を立ち上げたいと思っております。その準備会の中で、皆さんとご協議をした中で最終的には決定をして、会社名称として登記をするという形になりますので、今のところは仮称というのを使っているだけでございますので、決まっておられません。

○議長（八重樫龍介君） 9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 分かりました。

それから次に、質問の中で述べたのですが、そして答弁の中で国の補助制度の活用も視野にと書いてあるのですが、現在の時点で考えられるような、そういうふうなものはありますか。そののころをお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 最終的には地域新電力の中の経営の中でいろいろ考えていくような場面も出てくるかと思えます。交付金であれば、地域脱炭素の交付金を使っている自治体もあるようでございますし、例えばふるさと納税、それから企業版ふる

さと納税を導入しながら、そういったものを事業に使っているという自治体もあるやに伺っております。

これについてはまだ、我々のところではいろんなケースに応じて様々な交付金・補助金ございますので、それを引き続き検討してまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 分かりました。

それで、これからというふうな形なのですが、私も次の機会の一般質問に譲りたいと思うのですが、やっぱり株式会社だから本町の株式の保有の比率というのも、これも深く検討して、しっかりと発言権、影響力を確保しながらやっていくことがすごく大事だと考えます。

そういう点では、株式の配当についても次の質問でやるのですが、やっぱり株式の配当が目的ではなくて、町民と町にとってというところが一番大きくなってくると思いますので、こういう点を次の一般質問でやりたいと思います。

私の1つ前の一般質問、8番の一般質問で、中居町長が勇退するというふうな表明をされたのですが、この地域新電力は担当課長と中居町長と二人三脚でここまで進めてきたと考えています。

これ、私が一般質問でも述べましたが、やっぱり岩泉町民と岩泉町のこれからの持続可能な発展を目指していくための大きな柱だと考えています。一般質問の中では、大黒柱と表現しましたが、これをやっていくためには、二人三脚で進めてきた佐々木真担当課長がやっぱりこれをしっかりと責任を持って進めていく必要があると。そのためにも新しい決意も含めて悩んでほしいと、そういうふうに私は考えます。これは私の強い要望ですが、佐々木担当課長には、深い、そして岩泉町のことを考えて、それなりの固い決意をしていただくことを要望といたしまして、発言を終わります。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） これで9番、林崎竟次郎議員の質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時38分)

令和 7 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 3 号 )

招 集 年 月 日	令 和 7 年 8 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 9 月 8 日 午 後 3 時 4 0 分				
	散 会	令 和 7 年 9 月 8 日 午 後 3 時 5 0 分				
出席 及び 欠 席 議 員  出席 13 人 欠 席 0 人  (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	裊 地 照 夫	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三 田 地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	12	三 田 地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○	13	八 重 樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	7 番	畠山昌典	8 番	畠山和英
	9 番	林崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原 克彦	局長補佐	石黒保幸
	主 任	川崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居 健一	副町長	三浦英二
	教 育 長	袈岩 千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤 哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木 規雄	危機管理課長	佐々木 章
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和7年第3回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第3号)

令和7年9月8日(月曜日)午後3時40分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)  
(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 9 議案第 9 号 令和 7 年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（条例補正予算審査特別委員長報告）

散会 の 宣 告

---

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時40分）

---

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎議案第1号～議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてから  
日程第9、議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、林崎竟次郎さん。

〔条例補正予算審査特別委員長 林崎竟次郎君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（林崎竟次郎君） 令和7年9月8日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。条例補正予算審査特別委員長、林崎竟次郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。本件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上であります。

○議長（八重樫龍介君） 条例補正予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった9件の議案は、条例補正予算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第1号から議案第9号までの9件に対する討論を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

9件一括して、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時50分）

令和 7 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 4 号 )

招 集 年 月 日	令 和 7 年 8 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 9 月 1 2 日 午 後 3 時 5 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 9 月 1 2 日 午 後 4 時 0 9 分				
出席 及び 欠 席 議 員  出席 1 3 人 欠 席 0 人  (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	袈 地 照 夫	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 1	三 田 地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 2	三 田 地 久 志	○
	6	小 松 ひ と み	○	1 3	八 重 樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	7 番	畠山昌典	8 番	畠山和英
	9 番	林崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原 克彦	局長補佐	石黒保幸
	主 任	川崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居 健一	副町長	三浦英二
	教 育 長	袈岩 千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤 哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木 規雄	危機管理課長	佐々木 章
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和7年第3回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第4号)

令和7年9月12日(金曜日)午後3時50分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

- 日程第 1 認定第1号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第2号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第3号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第4号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第5号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第6号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第7号 令和6年度岩泉町水道事業会計決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について
- 日程第10 報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について
- 日程第11 発議案第2号 岩泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

(千葉泰彦議員外4名提出)

閉会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時50分）

---

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） これより議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、三田地泰正さん、どうぞ。

〔決算審査特別委員長 三田地泰正君登壇〕

○決算審査特別委員長（三田地泰正君） 令和7年9月12日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。決算審査特別委員長、三田地泰正。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号 令和6年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 令和6年度岩泉町水道事業会計決算、原案認定。

認定第8号 令和6年度岩泉町下水道事業会計決算、原案認定。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった8件の決算は、決算審査特別委員会において審査が十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎報告第3号及び報告第4号の上程、報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第9、報告第3号及び日程第10、報告第4号の報告を行います。

報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について及び報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について順番に報告を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月12日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年9月9日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町岩泉字府金48番地の龍泉洞温泉ホテル駐車場内において発生した相手車両に損

害を与えた事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、11万1,870円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

次のページに参考資料といたしまして、事故の概要をおつけしております。龍泉洞温泉ホテル駐車場内での接触事故になってございます。

続きまして、報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月12日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年9月9日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町中島字中島217番付近の農道岸中島線において発生した車両破損事故に係る当該車両に与えた損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、10万1,959円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、氏名につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページに参考資料といたしまして、事故の概要をおつけしております。農道岸中島線の取付道路の側溝のグレーチングの跳ね上がりによります燃料タンク破損の事故になってございます。

日頃安全運転や道路の安全管理につきましては、各職員努めているところではございますが、今後繰り返すことがないように、さらに注意喚起、そして留意してまいりたいと存じます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これで報告第3号及び報告第4号の2件の報告を終わります。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第11、発議案第2号 岩泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

[4番 千葉泰彦君登壇]

○4番（千葉泰彦君） 発議案第2号、令和7年9月12日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。提出者、岩泉町議会議員、千葉泰彦。賛成者、岩泉町議会議員、畠山和英、同じく三田地久志、同じく三田地泰正、同じく畠山昌典。

岩泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について。

岩泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。地方自治法等の一部を改正する法律により、岩泉町議会議員と岩泉町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

次のページ、別紙を御覧ください。内容であります。条例の目的、報告時期と報告事項、報告の一覧の作成及び公表並びに報告等の保存及び閲覧等について規定するものであります。

なお、附則として施行期日を定めており、施行日は公布の日から施行するとし、また令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 提出者の説明が終わりました。

これから発議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

議会を閉じます。

令和7年第3回岩泉町議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時09分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

八 重 樫 龍 介

---

署 名 議 員

畠 山 昌 典

---

署 名 議 員

畠 山 和 英

---

署 名 議 員

林 崎 竟 次 郎

---